

土地取引に有用な土壌汚染情報の提供に関する検討会

とりまとめ

平成 22 年 3 月

国土交通省土地・水資源局

土地政策課土地企画調整室

目 次

はじめに

第1章 土地取引における土壤汚染情報に係る現状

- 1. 1 土地取引における土壤汚染情報の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- 1. 2 土地取引関係者に必要とされる土壤汚染情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2

第2章 土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染情報の現状

- 2. 1 土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染情報の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
 - 2.1.1 現行土壤汚染対策法に基づく土壤汚染情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
 - 2.1.2 改正土壤汚染対策法に基づく土壤汚染情報・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-3
 - 2.1.3 条例等に基づく土壤汚染情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4
- 2. 2 自治体の土壤汚染情報の公開状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4
 - 2.2.1 土壤汚染情報の公開に係る法的根拠・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-4
 - 2.2.2 土壤汚染関連情報の公開状況に関する調査・・・・・・・・・・・・・・ 2-6
- 2. 3 土壤汚染情報の公開に関する自治体アンケート調査・・・・・・・・・・・・ 2-18
 - 2.3.1 アンケート調査の実施概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-18
 - 2.3.2 アンケート調査の結果（土壤汚染情報の公開について）・・・・・・・・ 2-20
 - 2.3.3 アンケート調査の結果（土壤汚染データベースの構築に関する意見） 2-35
 - 2.3.4 アンケート調査結果のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-37

第3章 自然由来特定有害物質情報・土地利用履歴情報等の現状

- 3. 1 土壤汚染リスク検討評価に活用可能な情報の概要・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
 - 3.1.1 自然由来特定有害物質情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
 - 3.1.2 土地利用履歴情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-9
 - 3.1.3 地下水（水質）・井戸（位置）情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-14
 - 3.1.4 盛土区域情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-18
- 3. 2 データベース掲載に関する保有機関の意向等・・・・・・・・・・・・・・ 3-20

第4章 土壌汚染情報のデータベース（案）

4. 1	土壌汚染情報データベース構築の意義と想定される利用方法	4-1
4. 2	データベースの提供により期待される効果	4-2
4.2.1	土壌汚染地のスクリーニング効果	4-2
4.2.2	詳細調査（デューデリジェンス）の判断材料	4-2
4.2.3	土壌汚染調査の効率化	4-2
4.2.4	適切な土壌汚染対策の促進	4-2
4.2.5	土壌汚染地の管理不備に係るリスク低減	4-3
4.2.6	土壌環境に関する知識の普及・啓発	4-3
4. 3	自治体アンケートに示された論点に対する考え方	4-3
4. 4	データベースとして提供する土壌汚染情報等	4-5
4. 5	データベースへの掲載方法	4-8
4.5.1	情報の収集・掲載方法	4-8
4.5.2	利用上の留意点	4-9
4.5.3	更新方法	4-9
4. 6	データベース（案）	4-11
4. 7	データベースに係る今後の課題	4-12
4.7.1	データベースの信頼性	4-12
4.7.2	自主調査情報の取扱い	4-12
4.7.3	個人情報についての課題	4-12
4.7.4	情報収集に関する自治体との調整	4-12
4.7.5	地質データ等の基礎情報の充実	4-13

土地取引に有用な土壌汚染情報の提供に関する検討会 委員名簿

これまでの開催経緯

はじめに

国民共通の財産ともいえる限られた国土を、適正かつ有効に利用するためには、土地を有効利用しようとする者が円滑に土地を取得し、利用を開始しやすくすることが必要である。しかしながら、工場跡地等の用途転換などの局面において土壤汚染の存在が顕在化するケースが増加してきており、有効活用されるべき土地のブラウンフィールド化による全国的な損失が懸念される。土壤汚染問題に対する社会的関心は高く、このようなリスクを少しでも軽減することにより、ブラウンフィールド化した土地を土地市場に再登場させ、既存ストックの有効活用を図ることは、土地政策上取り組むべき重要な課題であるといえる。また、コンバージェンスの一環として減損会計の導入など時価会計への一本化が進められている中、CRE 戦略の一環としてのリスクマネジメントは重要性を増しており、企業活動においても土地取引に関するリスクを可能なかぎり軽減することが必要となっている。

国土交通省では、平成 14 年 10 月に「宅地・公共用地に関する土壤汚染対策研究会」を設置し、翌年 6 月、土地取引の安全性と円滑化の確保を目的とした土地売買契約に当たっての留意事項や、宅地建物取引業者の留意事項に関する基本的な事項等を体系的にとりまとめ、公表した。しかしながら、土壤汚染対策については一般的に多大な費用を要することが多く、今なお土壤汚染問題についての正しい認識が共有されていないことによる過剰な反応・対応が指摘されているところであり、それが土地所有者による汚染事実の公表を消極化させ、市場にそれらの情報が公表・集積されない状況を生んでいる。さらに、土壤汚染の判明した土地については、依然として土地取引が忌避される事態になっている。

こうした現状を踏まえ、国土交通省においては、土壤汚染地の土地取引の円滑化による土地の有効利用促進等の観点から、具体的な方策につなげることを目的として、土壤汚染地について現状と課題を整理し検討を行ってきた。また、平成 20 年度においては、土壤汚染地の有効活用を促進するためには土壤汚染情報の提供を行うことが必要との認識のもと、土壤汚染地の有効利用の促進に資する事業所立地履歴マップ等の作成方法をとりとまとめた。こうした流れの中、平成 21 年 3 月 31 日に閣議決定された「規制改革推進のための三カ年計画」において、平成 21 年度中に「土地取引に有用な土壤汚染情報を整備し、開示するなど、消費者の負担が増加しないよう合理的で適切な対策が実施されるための対策について、早期に結論を得るべきである。」とされたこと、平成 22 年 4 月からの改正土壤汚染対策法の全面施行により、都道府県や土壤汚染対策法上の政令市が保有する土壤汚染の情報量の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、本年度においては、土地取引に有用な土壤汚染情報のデータベースの構築に向けた検討を行うこととした。

検討にあたっては、土壤汚染関連の専門家・実務家・自治体関係者などからなる「土地取引に有用な土壤汚染情報の提供に関する検討会」を設置し、4 回の会合を開催した。本報告書はその成果であり、データベースを作成・公表することについての意義や課題、データベースの内容等を整理したものである。

土地取引に際しては様々な情報が必要となるが、土壤汚染に関する情報は現在体系的には提供されておらず、土壤汚染に関する情報を提供するデータベースを構築し、充実した情報を提供することにより、多くの土地取引関係者や国民が土壤汚染情報データベースにアクセスし土壤汚染に対する認識が深まるとともに、土地取引に際しての情報収集コストの低下等を通じて土地取引が円滑化・活性化することが期待される。また、土壤汚染地についての情報が広く共

有されることで市場での取引等を考慮して適切に土壤汚染対策を講じようとするインセンティブが生じ土壤汚染対策が促進される効果も期待できる。

本報告書を踏まえた土壤汚染情報データベースの速やかな構築・運用が望まれる。

第1章 土地取引における土壤汚染情報に係る現状

1. 1 土地取引における土壤汚染情報の重要性

土壤汚染は、工場の設備、施設の破損や老朽化、産業廃棄物の埋立、あるいは事故、災害などにより生じた負の遺産である。また、我が国では、こうした人為的な原因による土壤汚染の他に、鉱山由来等の自然界に存在する特定有害物質が土壤汚染対策法に基づく指定基準を超過した状態で地層や土壤中に確認される地域も多い。

土壤汚染の存在は、健康への影響や土地資産価値への影響、周辺地域住民の生活不安など様々な影響を与えるおそれがあること、土壤汚染に係る情報が意図的に秘匿されていた場合、被害の拡大や契約上のトラブルの増加につながる等から、基本的には情報が適切に開示されることが必要である。特に、土地取引等においては、売主や買主、宅地建物取引業者等、様々な関係者が、土壤汚染に関する情報を共有した上で取引等を行うことが重要である。

以下では、土地取引等に際して、どのような情報が必要となるかを類型化して示す。

① 土壤汚染の存在等及び対策の内容を示す情報

土壤汚染対策法や条例に基づく指定区域台帳の情報は、対象とする土地に土壤汚染が存在する事実を示す情報であり、自治体で閲覧可能である。また、宅地建物取引業法 35 条は、土地取引の際の宅地建物取引業者の重要事項説明義務を定めており、重要事項として法令に基づくこれらの土壤汚染情報を説明する必要がある。このような土壤汚染の存在等を示す直接的な情報としては、他にも土壤汚染調査結果、指定区域の履歴情報があり、土壤汚染が関係する土地取引の評価や意思決定にとって、最も重要な判断材料であると言える。

また、改正土壤汚染対策法では、封じ込め等の汚染の除去以外の土壤汚染対策が推奨されているが、これらの対策は、将来の土地利用を制約する要因となる可能性があり、制約が生じる場合は、土地の資産価値の減価要因となることが想定される。したがって、当該土地で実施された土壤汚染対策の内容は、資産価値評価を行う上で重要な情報の一つであり、土地取引にあたって売主から買主に必ず伝えるべき重要な情報である。

② 人為的土壤汚染のおそれを示す情報

土地利用の履歴情報は、人為的土壤汚染のおそれを間接的に示す情報である。人為的な土壤汚染は、特定有害物質を使用していた工場等や産業廃棄物処分場が発生源となることが多いことから、このような土地利用履歴がある土地について土壤汚染の可能性があると評価できる。また、土壤汚染と地下水汚染は密接な関係を有する機会が多いことから、地下水汚染情報についても同様に理解される。

さらに、特定有害物質の使用履歴がない土地でも、敷地外部から搬入した埋立材や造成盛土の中に土壤汚染が発見される場合も多いことから、盛土範囲の情報も、人為的土壤汚染のおそれを間接的に示す情報である。

これらの情報は、土壤汚染の可能性を評価し、より詳細な土壤汚染調査の実施の可否を判断するために重要な材料となる。

③ 自然由来の特定有害物質に関する情報

土地取引に際しては、人為的土壤汚染のおそれがない場合でも、地層等の状況によって自然由来の特定有害物質が基準超過の状態が存在しているおそれがあり、留意が必要である。

このため、自然の地層や土壌に含まれる自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度の分布状況の情報が重要となるが、自然界に存在する岩石や地層に含まれる特定有害物質の含有量や溶出量に係る情報は、これまであまり提供されていない。したがって、これら重金属類の広域的なバックグラウンド濃度の分布状況などを示す資料が一括して整理されていれば、効率的に調査を行うことが可能である。

④ 土壌汚染が存在する場合のリスクの程度を示す情報

上述のような情報に加え、土壌汚染が存在する場合のリスクの程度を示す情報として、飲用井戸情報がある。対象とする土地の周辺に飲用井戸がある場合は、土壌汚染が人の健康に影響を与えるリスクが高くなる。このため、飲用井戸情報は、調査や対策の早期実施を判断する根拠となり、対策方法の検討材料として有用な情報となる。

1. 2 土地取引関係者に必要とされる土壌汚染情報

土地取引には、買主と売主を中心に、さまざまな関係者が想定される。個人、一般企業、国・自治体等は、買主と売主のいずれかの立場で土地取引に参加する可能性がある。買主と売主の側面を併せ持つ開発事業者は、宅地建物取引業者と同様に、土地取引を生業としている。金融機関・保険会社や不動産鑑定士は、土地資産の価値を評価する立場で、土地取引に関わっている。調査会社は、前述の様々な立場の関係者から依頼を受け、技術的な調査や評価を実施する。これらの土地取引関係者は、それぞれの立場によって必要とされる情報の種類や内容・レベルは異なっている。

① 買主

買主にとって、購入しようとする土地に土壌汚染が存在する場合、健康への影響や土地資産価値への影響が想定されるため、土壌汚染の存在等や汚染可能性に係る情報が必要である。このため、買主は、土地取得を検討する場合に、対象とする土地について土壌汚染に係る既存情報を収集して汚染の存在等を把握しようとする。既存情報が十分でない場合は、土壌汚染の存在のおそれの有無についての調査や存在のおそれがある場合の土壌汚染調査を売主に求めたり、自ら調査を実施したりして土壌汚染リスク把握のための情報収集に努めることとなる。

買主は、これらの情報を基にして対象とする土地の取得の適否を判断し、取得する場合には、判明した土壌汚染について必要な対策手法や対策コストを売主に求めることを含め取得価格の妥当性を判断し、決定することになると考えられる。

買主としては、個人、企業、開発事業者、行政等が想定されるが、その属性によって必要とする土壌汚染情報の詳細度が異なる。例えば、一般的な個人等が買主の場合には汚染の程度如何に関わらず土壌汚染が存在すれば取得を回避しがちであることから、土壌汚染の存在等や対策実施済みの情報があれば十分であることが多いと考えられる。

② 売主

売主にとっては、土地取引に際して、買主に対象土地の土壌汚染に関する情報を正確に提供することが必要とされる。また、売却に際しては当該土地の状況を適切に把握して、その資産価値を把握しておくことが必要であることから、当該土地の土壌汚染の存在等や土壌汚

染可能性に関する情報が必要である。

③ 開発事業者

開発事業者は、マンション開発のように土地を仕入れてマンションを分譲販売するというプロセスの中で、買主と売主双方の役割を有している。開発事業者は土壤汚染を取り扱う専門部署を有する場合もあり、取得に際して土壤汚染関連の詳細な情報を検討し、自ら措置を行っても開発利益が見込めるかどうかを判断することから、土壤汚染がある場合には汚染の程度等に関してより詳細な情報が必要となる。

④ 宅地建物取引業者

土地取引の対象とする土地が土壤汚染対策法上の指定区域にある場合における同法上の制限は宅建業法上必要とされる重要事項説明に係る事項に該当することから、宅地建物取引業者は指定区域に該当しているかどうかについての情報を把握することが必要となっている。また、宅地建物取引業者は、売主・買主間でのトラブルを未然に防ぐために、重要事項説明に係る事項以外にも、調査の実施履歴等について把握したときは、補足情報として提供することが求められる。

⑤ 金融機関・保険会社

金融機関や保険会社は、土壤汚染が土地担保評価にも影響を及ぼすものであることから、土地取引における当該地が指定区域に該当しているかどうか、対策がどの程度行われているかの情報を把握しておく必要がある。

金融機関等は、土地担保評価に際して土壤汚染のリスク評価を専門機関に委託して行っている場合が多く、委託を行うかどうかを判断する材料の一つとして土壤汚染可能性に関する情報も必要であると考えられる。

⑥ 調査会社

土壤環境を専門とする調査会社は、土地所有者やデベロッパー、金融機関、不動産鑑定士等から委託を受けて土壤汚染調査（フェーズⅠ～Ⅲ調査）を実施している。この中でフェーズⅠ調査は、対象となる土地について法や条例に基づく指定区域情報や調査の実施情報を把握するとともに、土壤汚染のおそれの有無について判断するものである。具体的には、土地利用履歴や特定有害物質使用履歴の有無、周辺の土壤汚染や地下水汚染などによるもらい汚染の可能性、自然由来の特定有害物質のバックグラウンド濃度状況、埋立てや盛土の状況等、汚染原因となる可能性のある事項について調査把握することとなり、土壤汚染に関する幅広い情報が必要となる。しかしながら、これらの情報は一括して管理されておらず、また情報の在処や情報の存在そのものの把握に手間取ることも多い。

⑦ 不動産鑑定業

不動産鑑定士等は、土壤汚染が土地価格の形成要因になっていることから、不動産の鑑定評価にあたり、原則として、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査又は専門機関による同等以上の土壤汚染調査の結果を活用することとされている。

その際、鑑定評価上の土壤汚染の存否の端緒の確認のためにも、土壤汚染に関する基礎的な情報は必要となってくる。

このように、土地取引の際に必要となる土壌の状況に関する情報は多様であり、土地取引に関わる主体によって必要となる情報も異なってくる。

以下、第2章、第3章においては、土壌汚染の存在等を把握するための土壌汚染対策法等に基づく情報と、人為的土壌汚染のおそれや自然由来の特定有害物質に関する情報等にわけて、現在どのような情報が利用可能か、また、その情報がどのように提供されているかを整理するとともに、データベースの構築を進める上で、それらの情報の保有主体や管理主体のデータベースへの情報提供の意向について整理・把握する。

第2章 土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染情報の現状

土壤汚染対策法においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置(調査)及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置(指定区域の指定、管理、解除)などが定められており、これらの規定に基づき土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としている。一方、法律の規定とは別に、土壤汚染に関する調査契機などについて、法律の枠組みより範囲を広く規定する条例を持つ自治体がある。自治体の土壤汚染に関する行政手続きは、これらの法律や条例に基づき運用されており、届出、報告、申請、指定・公示などに関連して、土壤汚染に関連する各種情報が自治体に存在している。

自治体が管理している土壤汚染情報は、国民の健康や生活環境を保護・保全するために適正に管理すべき情報である。一方で、これらの情報は、土壤汚染の調査・対策の履歴や汚染の存在等、汚染物質の種類などの幅広い範囲に及んでおり、土地取引において対象となる土地の土壤汚染に関する確認等のために、有用で重要な情報としての性格も持っている。

2. 1 土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染情報の概要

自治体の土壤汚染に関する行政手続きは、現行土壤汚染対策法、条例に基づき行われている。また、平成22年4月1日からは、改正土壤汚染対策法で新たに規定された手続きが加わることとなる。ここでは、それぞれの行政手続きに関して、自治体が管理する土壤汚染情報を整理する。

2. 1. 1 現行土壤汚染対策法に基づく土壤汚染情報

現在施行されている土壤汚染対策法に基づく行政手続きは図2.1.1に示すとおりであり、以下の情報が介在している。

- ① 土壤汚染状況調査結果報告書(法3条:有害物質使用特定施設の使用の廃止時の調査)
- ② 調査猶予の確認申請書(土壤汚染対策法第3条第1項ただし書)
- ③ 指定区域の公示情報(法第5条:基準不適合の場合の指定区域の指定及び公示)
- ④ 指定区域台帳(法第6条:指定区域台帳の調製・保管)
- ⑤ 汚染の除去等の措置命令書
(法第7条:健康被害のおそれのある場合は汚染の除去等の措置命令)
- ⑥ 措置完了報告書(法第29条:措置の報告)
- ⑦ 指定区域における土地の形質変更届出書
(法第9条:土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)
- ⑧ 搬出汚染土管理票
(法施行規則第36条、環境省告示:搬出する汚染土壌の処分に係る確認)
- ⑨ 指定区域の解除の公示情報(法第5条:土壤汚染が除去された場合に指定区域を解除)

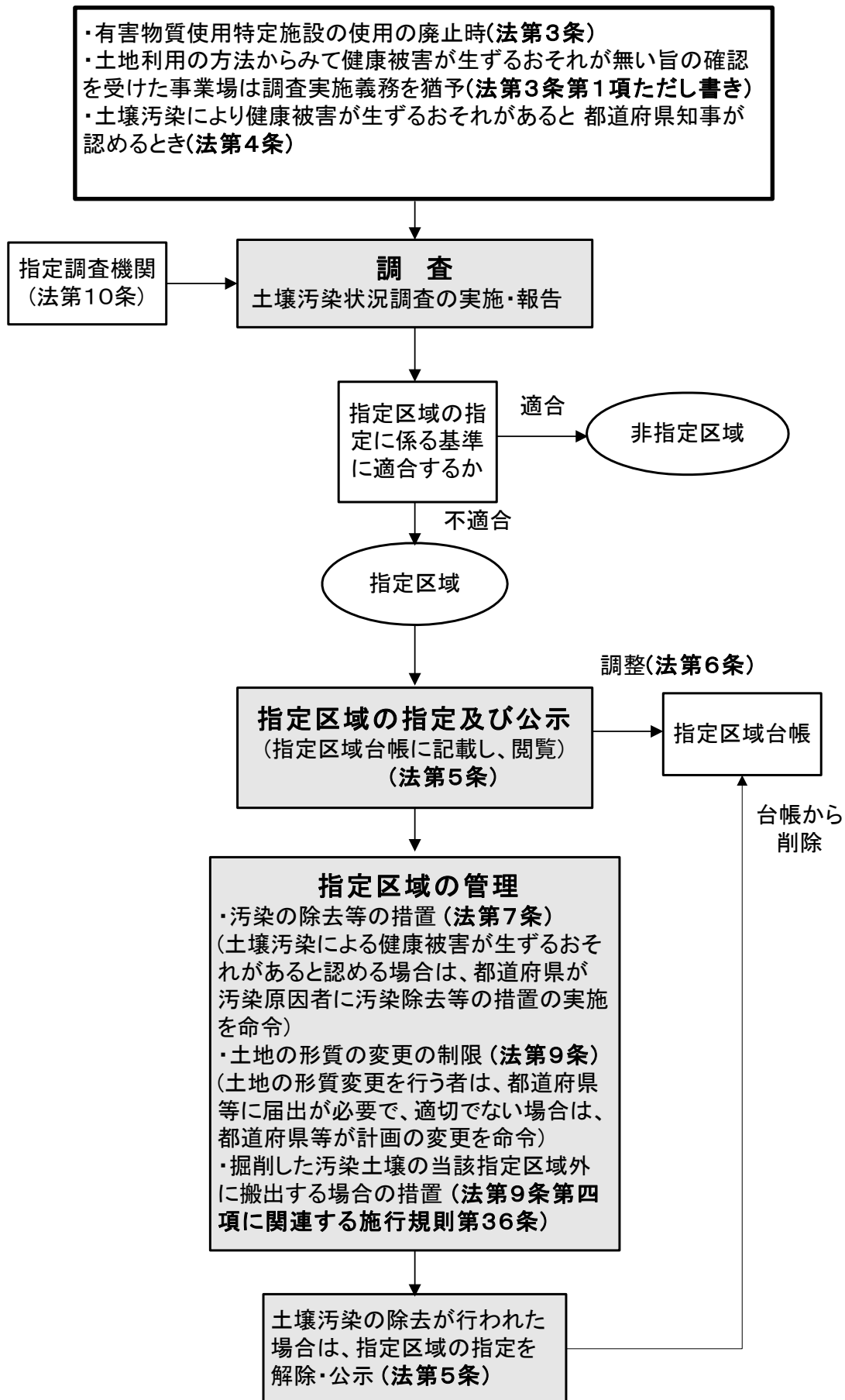


図 2.1.1 現行土壤汚染対策法の手続きの流れ

2. 1. 2 改正土壤汚染対策法に基づく土壤汚染情報

改正土壤汚染対策法の概要は表 2.1.1 に示すとおりであり、現行土壤汚染対策法に基づく土壤汚染情報に、さらに以下の情報が追加または変更(指定区域台帳が要措置区域台帳、形質変更時要届出区域台帳に区分)される。

- ① 土地の形質の変更届(形質変更規模 3,000 m²以上)(法第 4 条:土壤汚染のおそれがある土地の形質変更時の調査)
- ② 「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の台帳(法第 15 条:台帳の調製及び保管)
- ③ 申請に係る調査報告書(法第 14 条:自主調査により汚染がある場合の指定区域の申請)
- ④ 形質変更時要届出区域における形質変更届出書(法第 12 条:形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)
- ⑤ 汚染土壤搬出時の届出書(法第 16 条:汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)
- ⑥ 汚染土壤処理業の許可等申請書(法第 22、23 条:汚染土壤処理業の許可、更新、変更申請)

表 2.1.1 改正土壤汚染対策法の改正ポイント

改正の視点	改正内容
土壤汚染状況把握のための制度拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○一定規模(3,000m²)以上の土地であって土壤汚染のおそれのある土地の形質変更時における都道府県知事による土壤汚染の調査命令(改正法第 4 条) ○自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等の申請に基づき、規制対象区域として指定し、適切に管理(改正法第 14 条) ○都道府県知事による土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等に関する努力義務(改正法第 61 条)
規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○区域の分類化と必要な対策の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ■盛土、封じ込め等の措置が必要な区域(要措置区域)(改正法第 6 条) (都道府県知事が必要な措置を指示。措置後は解除または形質変更時要届出区域に指定) ■土地の形質変更時に届出が必要な区域(形質変更時要届出区域)(改正法第 11 条)
搬出土壤の適正処理の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要措置区域内の土壤の区域外への搬出の規制 (事前届出、計画の変更命令、運搬基準に違反した場合の措置命令【罰則担保】)(改正法第 16、19 条) ○搬出土壤に関する管理票の交付・保存の義務(改正法第 20 条) ○搬出土壤の処理業についての許可制度の新設(改正法第 22、23 条)
指定調査機関の信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○指定調査機関の指定の基準の厳格化(改正法第 31 条) ○指定の更新制度の導入(5 年ごとにその更新を受けなければ指定失効)(改正法第 32 条) ○技術管理者の設置、監督義務の新設(改正法第 33、34 条) ○業務規定内容の充実及び帳簿の備付け義務の新設等(改正法第 38 条)

2. 1. 3 条例等に基づく土壤汚染情報

自治体(都道府県、土壤汚染対策法第 37 条の規定により都道府県の権限に属する事務を行う市(以下「土壤汚染対策法政令市」という))が条例や要綱に基づき管理している情報について、土壤汚染対策の手続きに対応して示すと以下のとおりである。

- ① 調査段階 : 地歴等調査届出書(土地改変時:東京都等)
土壤汚染状況調査結果報告書
土壤・地下水汚染に係る周辺井戸水質調査結果資料
- ② 区域指定及び公示 : 条例指定区域の台帳
条例指定区域の公示情報
自主調査により汚染が判明した場合の届出書
- ③ 管理・対策 : 汚染拡散防止計画書
措置完了届出書(調査対策報告書)
- ④ 指定区域の解除 : 条例指定区域の解除の公示情報
条例指定区域の解除の履歴情報(汚染除去済区域の台帳:大阪市条例等)
- ⑤ 認定申請等 : 汚染土壤浄化施設認定の申請書(横浜市、川崎市、名古屋市)
汚染土壤浄化施設名簿(横浜市)

2. 2 自治体の土壤汚染情報の公開状況

自治体で管理している土壤汚染情報の公開に関する基本的考え方及び公開方法、公開している情報の種類などについて、特定の自治体について把握する。

2. 2. 1 土壤汚染情報の公開に係る法的根拠

土壤汚染情報の公開に関して法律や条例との関連について示すと以下のとおりである。

(1) 現行土壤汚染対策法(平成 15 年 2 月 15 日施行)

指定区域台帳の調製・保管(現行法第 6 条)に関連して、3 項に指定区域台帳の閲覧に関する条文が示されている。

「3 都道府県知事は、指定区域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことはできない。」

また、環境省の通知「土壤汚染対策法の施行について」(環水土第 20 号 平成 15 年 2 月 4 日)において、法の施行に当たっての配慮事項等として、以下の土壤汚染情報の提供に関する考え方が示されている。

- ・都道府県は、有害物質使用特定施設の設置状況、地下水の利用状況等、土壤汚染に関連する情報を収集することが必要とされる。
- ・土壤汚染に関連する情報は、土地購入者が購入の判断に活用でき、法 8 条に基づき、汚染原因者に対し土地所有者が費用請求の根拠として活用できること等から一般の利用価値が大きい情報である。
- ・以上の点から、都道府県は収集した土壤汚染に関連する情報を一般に提供することが望ましい。
- ・情報提供にあたって、土壤汚染に関連する情報の多くが私有財産に係るものであることに

留意し、情報を必要とする個別の事由等に応じて慎重な対応が必要である。

- ・ 情報入手の便に資するため、一定の類型化された情報については、情報公開条例に基づく開示請求の手続きを経ずに、より簡便な手続きにより提供されることが望ましい。
- ・ 都道府県が保有する情報の提供は、都道府県の判断により行われるものである。
- ・ 個人情報又は企業秘密として開示することが不適當なものを除き開示する。
- ・ 開示は、利害関係の無いものに対して保有する情報のリスト等は提供せず、個別の土地についての情報提供の求めを受けて、情報を求める理由が不当でない場合に限り行うこととする。

さらに一部の自治体においては、土壤汚染に関して、周辺の地域住民に無用な不安や不信感を与えないよう、より早く、正確でわかりやすい情報提供を行うことが、行政・事業者の社会的責任であるとして、土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針を制定している。

その一例として、名古屋市の指針(平成 17 年名古屋市告示第 178 号)においては、公表の方法として以下の規定を定めている。

- ・ 法及び条例に基づく報告及び自主的な土壤汚染等に係る報告に適用する。
- ・ 法に定める基準、条例に定める基準を超えることが判明した場合は、その内容を速やかに公表するものとし、その公表は、市政記者クラブを通じた報道公表及び市のホームページを用いたインターネット上の公表により行うものとする。

(2) 改正土壤汚染対策法(平成 22 年 4 月 1 日施行)

改正土壤汚染対策法においては、土壤汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等(法第 61 条)に関連して、以下の条文が示されている。

「都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壤の特定有害物質による汚染の状況に関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。」

(3) 土壤汚染情報の提供方法

前項までに示した土壤汚染情報公開に関する法律や条例との関連から、土壤汚染情報の提供方法や提供情報の種類、内容については自治体ごとに多種多様であるが、提供方法に関しては大別して以下の 3 種類に分けられる。

【土壤汚染情報の提供方法】

- 自治体のホームページ上の公表
- 土壤汚染関連部課窓口での閲覧
- 情報公開条例に基づく公文書情報の開示

2. 2. 2 土壤汚染関連情報の公開状況に関する調査

自治体が現行土壤汚染対策法や条例に基づき管理している土壤汚染関連情報の公開状況に関して、一部の自治体を対象として調査した。以下で、土壤汚染対策法と呼称しているものは、現行土壤汚染対策法を指すものである。

(1) 調査対象自治体

表 2.2.1 に示す 16 の自治体を対象として、公開状況に関する調査を実施した。調査は、平成 21 年 10 月末時点の状況を把握した。

表 2.2.1 土壤汚染関連情報の公開状況に関する調査対象自治体

事前調査対象自治体	
首都圏	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、さいたま市、千葉市、市川市
首都圏以外	岩手県、札幌市、大阪市、名古屋市、長野市、浜松市、加古川市、岡山市

(2) ホームページでの公表状況

1) 制度・指針に関する情報(条例・施行規則、要綱、指針)

条例及び条例に関連する施行規則等に関する情報は、ほとんどの自治体でその内容がホームページ上で把握できる。

表 2.2.2 自治体のホームページで公表している制度・指針に関する情報

項目	掲載自治体数	非掲載自治体数	備考
条例・施行規則	15	1 (加古川市)	大阪市は大阪府の条例 加古川市は条例に土壤汚染に関する規定は無し 岡山市は岡山県の条例
要綱	7	9 (要綱無し)	要綱制定の自治体は 7 自治体 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、浜松市
指針	6	10 (千葉市、札幌市は窓口で入手)	指針を定めている自治体 (8 自治体) 東京都、川崎市、埼玉県、さいたま市、千葉市、岩手県、札幌市、名古屋市

2) 土壤汚染対策法に基づく情報(指定区域、指定区域解除履歴)

土壤汚染対策法による指定区域については、法第 6 条に都道府県知事による台帳の調整・保管及び閲覧による情報提供義務の規定があるため、情報の提供レベルの違いはあるものの全ての自治体のホームページ上で把握できる。

ホームページで公表している土壤汚染対策法による指定区域情報は、表 2.2.4 に示すとおりである。最も詳細な内容を掲載しているのは名古屋市で、指定区域台帳と同じ内容を掲載している。

表 2.2.3 ホームページで公表している土壌汚染対策法に基づく指定区域情報

項目	掲載自治体数	非掲載自治体数	備考
土壌汚染対策法の指定区域情報	16	0	
土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	4	12 (横浜市、大阪市の窓口で閲覧可能)	掲載している自治体（4自治体） 川崎市、千葉市、名古屋市、加古川市 非掲載自治体のうち、神奈川県、岩手県、札幌市、長野市、岡山市は、まだ指定区域の解除実績が無いため、解除履歴情報の掲載が無い。

表 2.2.4 ホームページで公表している土壌汚染対策法による指定区域情報の内容

区分	整理番号	指定年月日	指定番号	場所	面積	特定有害物質名	その他	対象自治体
1) 標準的様式	○	○	○	○	○	○		10自治体 東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、さいたま市、千葉市、市川市、大阪市、浜松市、加古川市
2) 位置図掲載	○	○	○	○	○	無し	位置図 (広域、詳細)	岩手県
3) 面積無し	○	○	○	○	無し	○		札幌市
4) 台帳を掲載	○	○	○	○	○	○	指定区域の概況、汚染除去措置の内容他	名古屋市
5) 掲載項目未定								2自治体（現時点で指定区域の指定がないため内容未定） 長野市、岡山市

3) 条例等に基づく情報

(条例等による調査契機及び法の指定区域に準ずる区域指定等に基づく情報)

各自治体の条例等による調査契機及び法の指定区域に準ずる区域指定(以下、指定区域等と表示)の規定状況は表 2.2.5 に示すとおりであり、調査契機の規定が無い自治体は 3 自治体と少ないが、指定区域等を規定している自治体も 3 自治体と少ない。

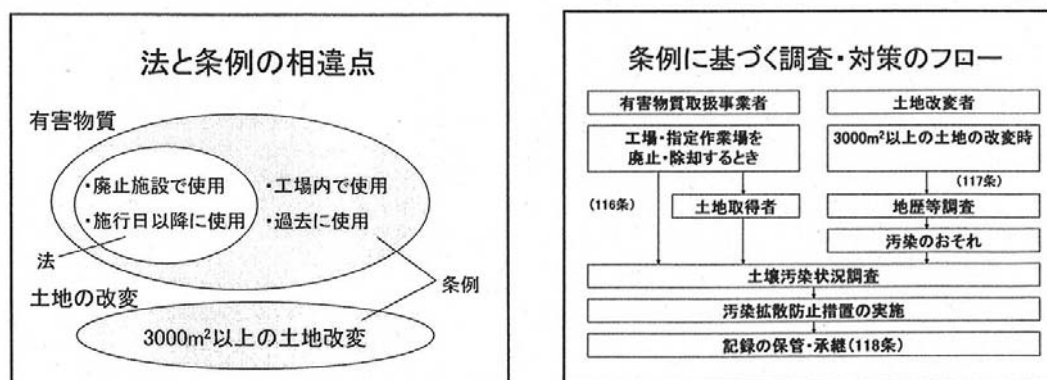
なお、法律と条例の関係の例として、東京都の環境確保条例と現行土壤汚染対策法の関係について示すと図 2.2.1 に示すとおりである。

表 2.2.5 条例等における「調査契機」「指定区域等の指定」の規定状況

項目	有り	無し	備考
調査契機の規定	13	3	無しの自治体 (3 自治体) 札幌市、加古川市、岡山市
指定区域等の規定	3	13	有りの自治体 (3 自治体) 大阪市：土壤汚染対策法の区域指定に準じて、同様な取り扱いをしている(名称は管理区域) 川崎市：特に名称は無いが、条例上の恒久対策が完了した場合、リストから削除しており、土壤汚染対策法の区域指定と同様な取り扱いをしている 市川市：土壤汚染対策法と同様な区域指定が有り(名称も指定区域)

(注) 条例等における調査契機の規定とは概ね以下の事項である(自治体により差異がある)。

1. 特定有害物質取扱事業所の建物の全部又は建物のうち、特定有害物質を取り扱い、若しくは取り扱っていた部分を除却するとき
2. 特定有害物質取扱事業所において、特定有害物質を貯蔵し、又は貯蔵していた施設(配管等の附帯設備を含む)を除却するとき
3. 一定規模以上の土地改変を行うとき



(注)右図の東京都条例第 116 条関連の指導等は区・市が行っており、東京都は主に有害物質使用特定施設の廃止時(現行土壤汚染対策法第 3 条)と 3,000m²以上の土地改変時(条例第 117 条)の調査、対策の指導等を行っている。

図 2.2.1 現行土壤汚染対策法と東京都環境確保条例との関係

条例等に基づく調査結果のホームページ上の公表状況に関しては、表 2.2.6 に示す5自治体で掲載されている。

表 2.2.6 条例等に基づく調査結果に関するホームページ上の公表状況

項目	自治体数	備考
条例等の調査契機に基づく調査結果の掲載有り	5	神奈川県：条例施行規則における基準に不適合の場合に公表 川崎市：条例施行規則における基準に不適合の場合に公表 市川市：条例施行規則における基準に不適合の場合に公表 大阪市：条例施行規則における基準に不適合の場合に公表 名古屋市：条例施行規則における基準に不適合の場合に公表
条例等の調査契機に基づく調査結果の掲載無し	11	東京都、横浜市、埼玉県、さいたま市、千葉市、札幌市、岩手県、長野市、浜松市、加古川市、岡山市

4) 自主調査・対策情報

自主調査対策に関する情報をホームページに掲載している自治体は、名古屋市、岡山市の2自治体である。

名古屋市では、土壌汚染等処理基準を超える報告があった場合に、報告の根拠(土壌汚染対策法関連、条例関連、自主報告関連)を明示して速やかに記者発表し、ホームページに公表している。また、ホームページには記者発表資料と同様の情報を掲載している。

岡山市では、条例に土壌調査の契機に関する規定は無いが、自主調査の結果、条例の基準以上(地下水に関する基準と溶出量基準がある)の場合に届出義務があり、届出されたものについて、ホームページ上に公表することとしている。

表 2.2.7 自主的調査結果に関するホームページ上の公表状況

項目	自治体数	備考
自主的調査結果の掲載有り	2	名古屋市：ホームページ掲載情報は以下の項目(報告者、報告日、所在地、対象地名、汚染状況(汚染物質、基準超えの濃度範囲、基準に対する倍率、土壌汚染等処理基準、基準超数/調査数)) 岡山市：ホームページ掲載情報は以下の項目(事業場の業種、場所、届出年月、汚染物質・濃度、措置の状況、備考(対策完了年月))
自主的調査結果の掲載無し	14	東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、さいたま市、千葉市、市川市、札幌市、岩手県、長野市、浜松市、大阪市、加古川市(東京都、横浜市では自主調査結果は受理していない)

5) その他関連情報

土壌汚染に関連するその他の情報をホームページに公表している自治体は、表 2.2.8 に示すとおりであり、名古屋市では地下水汚染箇所周辺の井戸水質調査結果を掲載し、また、札幌市では自然由来砒素の判定方法等を掲載している。

表 2.2.8 その他の情報に関するホームページ上の公表状況

項目	掲載自治体数	非掲載自治体数	備考
地下水調査結果、ダイオキシン常時監視調査結果等	16	0	
その他の調査結果	1 名古屋市	15	名古屋市では、地下水汚染箇所周辺の井戸水質調査結果を掲載
その他	5 東京都、神奈川県、横浜市、札幌市、浜松市	11	東京都：プレス発表資料 他 神奈川県：水質汚濁防止法等の特定事業場名簿 横浜市：水質汚濁防止法・下水道法の特定事業場名簿 札幌市：自然由来砒素の判定方法他 浜松市：水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況

(3) 土壌汚染関連部課窓口で閲覧可能な土壌汚染関連情報

1) 土壌汚染対策法に基づく情報（指定区域台帳、指定区域解除履歴情報、指定区域を解除された土地の台帳）

土壌汚染対策法に基づく情報のうち、指定区域台帳に関しては、調査対象の全ての自治体で閲覧できる。指定区域台帳に関しては土壌汚染対策法施行規則第二十条で収録すべき項目が規定されており、この規定に則って各自治体とも情報の記録を行っている(表 2.2.10 参照)。

指定区域解除履歴情報、指定区域を解除された土地の台帳に関しては、一部の自治体では公文書開示請求により公開しており(東京都、さいたま市など)、また、一部の自治体ではまだ解除された実績が無く、公開に関する規定も無い状況である(神奈川県、岩手県、札幌市、長野市、岡山市の 5 自治体)。

表 2.2.9 土壌汚染対策法に基づく情報の閲覧による公表状況

項目	閲覧可能な自治体数	閲覧できない自治体数 (情報開示請求により公開)	指定区域の解除実績が無く、解除履歴、解除された土地の台帳の公開規定も無し
土壌汚染対策法の指定区域台帳	16	0	—
土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	9	2 (東京都、さいたま市)	5 (神奈川県、岩手県、札幌市、長野市、岡山市)
土壌汚染対策法の指定区域を解除された土地の台帳	9	2 (東京都、さいたま市)	5 (神奈川県、岩手県、札幌市、長野市、岡山市)

表 2.2.10 指定区域台帳の様式

様式第五 (第二十条第四項関係)

指 定 区 域 台 帳

都道府県 (又は政令市) 名

整理番号	指定年月日・指定番号	所在地				
調製・訂正年月日						
指定区域の概況		面積	汚染の除去等の措置の要否		要・否	
指定区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	調査対象物質の種類		適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
				含有量基準・溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準		
汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	汚染除去等の措置又は土地形質変更の内容	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 「指定区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

出典：土壌汚染対策法施行規則

2) 条例等に基づく情報

(条例等による調査契機及び法の指定区域に準ずる区域指定等に基づく情報)

条例等に基づく調査結果等に関する情報を窓口で閲覧可能な自治体は、16 自治体のうち、6 自治体と少ない。閲覧できない自治体の中には、条例等の調査契機に関する規定そのものが無い 3 自治体が含まれる。

閲覧できない自治体のうち、東京都については、3,000m²以上の土地改変時を調査契機とする場合(都条例 117 条)について都が、特定有害物質取扱事業所の廃止等を調査契機とする場合(都条例 116 条)は、区・市が情報を管理しているが、台帳は作成されていない。

表 2.2.11 条例に基づく情報の閲覧による公表状況

項目	自治体数	備考
条例等の調査契機に基づく調査結果等の閲覧が可能	6	神奈川県、横浜市、川崎市、市川市、大阪市、名古屋市
条例等の調査契機に基づく調査結果等の閲覧が不可(情報開示請求により開示)	10	東京都、埼玉県、さいたま市、千葉市、岩手県、札幌市、長野市、浜松市、加古川市、岡山市 (札幌市、加古川市、岡山市は条例等に調査契機の規定が無し)

3) 自主調査・対策情報

自主調査対策に関する情報を窓口で閲覧できる自治体は、ホームページに掲載している自治体と同様であり、名古屋市、岡山市の 2 自治体である。

4) その他関連情報

土壌汚染に関連するその他の情報に関して閲覧により情報提供を行っている自治体を情報項目ごとに示すと表 2.2.12 に示すとおりである。

- ・「調査猶予の特定事業場名簿」に関しては、閲覧可能な自治体は無い。
- ・「自然由来汚染バックグラウンド値」に関しては、環境省が平成 11 年に全国主要 10 都市で、土壌中の自然的原因による特定有害物質含有量の把握を目的とした調査を実施しており、この調査結果を保有している自治体が、今回の調査対象の自治体に 4 都市含まれている。なお、札幌市においては、平成 16 年から毎年、自然由来汚染バックグラウンド値把握のための調査を実施している。

表 2.2.12 その他関連情報の閲覧による公表状況

項目	閲覧可能な自治体数	閲覧できない自治体数		備考
水質汚濁防止法等の特定事業場名簿	13	3		閲覧できない自治体は以下の 3 自治体 さいたま市：閲覧不可 長野市、岡山市：口頭での回答が可能
調査猶予の特定事業場名簿	0	名簿未作成	7	名簿未作成となる自治体は以下の 7 自治体 神奈川県、川崎市、埼玉県、市川市、大阪市、長野市、岡山市
		閲覧不可	9	閲覧できない自治体は以下の 9 自治体 東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、岩手県、札幌市、名古屋市、浜松市、加古川市
自然由来汚染バックグラウンド値	4 以下の 4 自治体 札幌市、市川市、 浜松市、加古川市	12		札幌市は、平成 16 年～20 年まで、毎年調査を実施。
その他	3 以下の 3 自治体 横浜市、川崎市、 千葉市	13		横浜市：汚染土壌浄化施設名簿 川崎市：市条例の指定事業所名簿 千葉市：調査対策指針

注) 調査猶予の特定事業場とは、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の但し書き(土壌汚染対策法施行規則第 12 条第 3 項)に基づき調査が猶予される特定事業場を指し、以下の場合である。

- ・引き続き同一の工場・事業場又は従業員等以外のものが立ち入ることができない工場・事業場の敷地として利用される場合
- ・工場と事業主の居住に兼用されている小規模な事業場で、工場の廃止後も事業主の居住用に使われる場合
- ・鉱山保安法に基づく命令の対象となる事業場の敷地又は跡地

(4) 情報公開条例に基づく公文書情報の開示請求により提供可能な土壌汚染関連情報

1) 土壌汚染対策法に基づく情報（指定区域に関する調査・対策報告書、指定区域解除履歴情報、指定区域を解除された土地の台帳）

16 自治体の全ての自治体で、土壌汚染対策法の指定区域に関する調査・対策報告書に関して、個人情報や公表により不利益が生ずると考えられる法人情報(法人の代表者名以外の担当者名や一部の技術的情報等)を除いて提供されている。

指定区域解除履歴情報及び指定区域を解除された土地の台帳に関しても、開示請求を行うことにより、閲覧はできない自治体(表 2.2.9 参照)についても情報入手が可能になる。

2) 条例等に基づく情報

(条例等に基づく調査契機及び法の指定区域に準ずる区域指定等に関する情報)

16 自治体のうち、条例等に調査契機に関する規定を持つ 13 自治体では、条例等の調査契機規定に基づく調査・対策報告書等に関して、個人情報や公表により不利益が生ずると考えられる法人情報(法人の代表者名以外の担当者名や一部の技術的情報等)を除いて提供されている。

3) 自主調査・対策情報

自主調査対策に関する情報の公開に関しては、自治体により差異が見られる。

「自主的調査対策に関する調査対策報告書」に関しては、条件付き公開を含めて、14 自治体で情報開示請求により公開されている。各自治体の公開の方針については、表 2.2.14 に示すとおりである。

表 2.2.13 自主調査・対策情報に関して公文書情報の開示による公表状況

項目	自治体数	備考
情報開示請求により公開	10	神奈川県、さいたま市、市川市、岩手県、札幌市、大阪市、名古屋市、浜松市、加古川市、岡山市
個別に公開の有無を判断する	3	川崎市、埼玉県、千葉市
法 4 条の対象のみ公開	1	長野市
自主調査・対策報告書の受理無し	2	東京都、横浜市

表 2.2.14 「自主的調査対策に関する調査対策報告書」に関する各自治体の対応

対応	自治体名	各自治体の公開に関する方針
情報開示請求による公開	神奈川県	届出者が非公表希望の場合は、受理していない。 受理したものは、全て、情報公開の対象としている（個人情報とは公開していない）。
	さいたま市	土壌汚染対策法に準拠していない土壌汚染調査結果、措置結果も受理し、全て開示する（個人情報や提出企業が不利益となる情報は公開していない。）
	市川市	受理したものは公開を原則としている。 （公開を希望しない調査結果は受理していない。）
	岩手県	基準超過の調査対策報告書（基準超過した場合に届け出ることが望ましいとし、届出があったものを受理している。なお、個人情報や提出企業が不利益となる情報は公開していない）。
	大阪市	自主的調査・対策結果は基本的には法に準拠するものを受理している。報告書提出時に個人情報等を除いて公表することを伝えている。受理した報告書等は全て公文書として公表する。
	札幌市	土壌汚染対策法に準拠した土壌汚染調査結果、措置結果を受理している。全て情報公開の対象としている。 また、このうち、健康被害のおそれがあるものについては、マスコミに発表している。
	名古屋市	基準超過の調査対策報告書（基準超過した場合に報告するよう指導している。なお、基本的に、個人情報以外は公開している）。
	浜松市	届出者が非公表希望の場合は、受理していない。 受理したものは、全て、公文書として開示している（個人情報とは公開していない）。
	加古川市	土対法の規定に基づいているか確認し、公表することを前提に受理し、全て情報公開の対象としている。
	岡山市	基準超過の調査対策報告書（基準超過した場合に届出義務がある。なお、個人情報や提出企業が不利益となる情報は公開していない。）
個別に公開の有無を判断	埼玉県	自主的調査・対策結果は受理している。 提出者が公表を望まない場合は、公開しないこととすることができるが、その場合でも行政側の判断で公開することはできる。
	千葉市	自主的調査・対策結果は受理している。 提出者が公表を望まない場合は、公開しないこととすることができるが、その場合でも行政側の判断で公開することはできる。
	川崎市	自主調査、対策に関する報告書は、個別に公開の有無を判断している。自主調査、対策に関する報告書は、事業者から公にしないとの条件で任意に提出される場合があり、それらの報告書は原則非開示である。
法 4 条の対象のみ公開	長野市	土壌汚染対策法 4 条の対象となる場合を除いて、非公開。
受理していない	東京都	自主的調査・対策結果は受理していない。
	横浜市	自主的調査・対策結果は受理していない。

表 2.2.15 土壌汚染情報の公開状況に関する調査結果(その1)

		東京都	神奈川県	横浜市	川崎市	埼玉県	さいたま市	千葉市	市川市
ホームページ上の掲載情報	条例・施行規則	○	○	○	○	○	○	○	○
	要綱	○	○	○	○	無し	無し	○	無し
	指針	○	無し	無し	○	○	○	無し(窓口で提供)	無し
	土壌汚染対策法の指定区域情報	○	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	無し	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し	○	無し	無し	○	無し
	条例等の調査契機に基づく調査結果情報	無し	○	無し	○	無し	無し	無し	○
	自主的調査対策に関する情報	無し(受理無し)	無し	無し(受理無し)	無し	無し	無し	無し	無し
	地下水調査結果、ダイオキシン常時監視調査結果等	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他の調査結果	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
その他	プレス発表資料他	水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿	水質汚濁防止法に基づく特定事業場名簿						
閲覧可能な情報	土壌汚染対策法の指定区域台帳	○	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	無し(情報公開請求が必要)	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	○	無し(情報公開請求が必要)	○	○
	土壌汚染対策法の指定区域解除台帳	無し(情報公開請求が必要)	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	○	無し(情報公開請求が必要)	○	○
	条例等の調査契機に基づく調査結果情報	無し(情報公開請求が必要)	○	○	○	無し(情報公開請求が必要)	無し(口頭では回答)	無し(口頭では回答)	○
	自主的調査対策に関する情報	無し(受理無し)	無し(情報公開請求が必要)	無し(受理無し)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)
	水質汚濁防止法等の特定事業場名簿	○		○	○	○	無し(情報公開請求が必要)	○	○
	調査猶予の特定事業場名簿	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)	無し(名簿未作成)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)
	自然由来汚染バックグラウンド値	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	H11全国一斉調査値
	その他			汚染土壌浄化施設名簿	市条例の指定事業所名簿			調査対策指針	
情報公開請求により提供可能な情報	土壌汚染対策法の指定区域調査対策報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
	条例等の調査契機に基づく指定区域調査対策報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
	自主的調査対策に関する調査対策報告書	無し(受理無し)	○(情報開示請求により公開)	無し(受理無し)	○公開について個別に判断	○公開について個別に判断	○(情報開示請求により公開)	○公開について個別に判断	○(情報開示請求により公開)
	その他	調査猶予の特定事業場名簿		調査猶予の特定事業場名簿			調査猶予の特定事業場名簿	調査猶予の特定事業場名簿	
備考	自主的調査対策報告書は受理していない			自主的調査対策報告書は受理していない					

表 2.2.16 土壌汚染情報の公開状況に関する調査結果(その2)

		岩手県	札幌市	大阪市	名古屋市	長野市	浜松市	加古川市	岡山市
ホームページ上の掲載情報	条例・施行規則	○	○	○(府の条例)	○	○	○	無し	○(県の条例)
	要綱	無し	無し	無し	○	無し	○	無し	無し
	指針	○	無し(紙資料では提供)	無し	○	無し	無し	無し	無し
	土壌汚染対策法の指定区域情報	○	○	○	○(台帳を掲載)	○	○	○	○
	土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)
	条例等の調査契機に基づく調査結果情報	無し	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	○(管理区域情報)	○	無し	無し	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)
	自主的調査対策に関する情報	無し	無し	無し	○	無し	無し	無し	○
	地下水調査結果、ダイオキシン常時監視調査結果等	○	○	○(大阪市環境白書)	○	○	○	○(加古川市環境の概要)	○
	その他の調査結果	無し	無し	無し	○(地下水汚染箇所周辺の井戸水調査)	無し	無し	無し	無し
その他		自然由来砒素の判定方法 他				水質汚濁防止法に基づく特定施設届出状況			
閲覧可能な情報	土壌汚染対策法の指定区域台帳	○	○	○	○	○	○	○	○
	土壌汚染対策法の指定区域解除履歴情報	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)
	土壌汚染対策法の指定区域解除台帳	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)	○	○	無し(未だ解除実績無く規定も無し)
	条例等の調査契機に基づく調査結果情報	無し(情報公開請求が必要)	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	○	○	○(現時点で該当無し)	無し	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)
	自主的調査対策に関する情報	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	○	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	○
	水質汚濁防止法等の特定事業場名簿	○	○	○	○	口頭で回答	○	○	口頭で回答
	調査猶予の特定事業場名簿	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)	無し(情報公開請求が必要)	無し(情報公開請求が必要)	無し(名簿未作成)
	自然由来汚染バックグラウンド値	無し	H11全国一斉調査値、H16~H20市調査値	無し	無し	無し	H11全国一斉調査値	H11全国一斉調査値	無し
	その他		土壌汚染対策指導指針						
情報公開請求により提供可能な情報	土壌汚染対策法の指定区域調査対策報告書	○	○	○	○	○	○	○	○
	条例等の調査契機に基づく指定区域調査対策報告書	○	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	○	○	○(現時点で該当無し)	○	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)	無し(条例に土壌調査の契機規定無し)
	自主的調査対策に関する調査対策報告書	○(情報開示請求により公開)	○(情報開示請求により公開)	○(情報開示請求により公開)	○(情報開示請求により公開)	法4条の対象以外、非開示(報告者が公表すれば公開)	○(情報開示請求により公開)	○(情報開示請求により公開)	○(情報開示請求により公開)
	その他	調査猶予の特定事業場名簿	調査猶予の特定事業場名簿		調査猶予の特定事業場名簿		調査猶予の特定事業場名簿	調査猶予の特定事業場名簿	
備考			条例に土壌調査の契機規定無し				条例に土壌調査の契機規定無し	条例に土壌調査の契機規定無し	

2. 3 土壤汚染情報の公開に関する自治体アンケート調査

前項で自治体の土壤汚染情報の公開状況等については多種多様であることが把握されたため、全国の自治体を対象にアンケート調査により幅広く調査して公開状況の実態を把握する。

2. 3. 1 アンケート調査の実施概要

(1) 目的

自治体等が保有する土壤汚染情報について、保有している情報の内容及び当該情報の公開状況、公開に対する考え方等を把握する。

(2) 対象とする自治体

全ての都道府県及び全ての土対法政令市を調査対象とした。

都道府県 47 自治体

土対法政令市 107 自治体

(3) 調査実施期間

調査票の郵送配布及び回収(郵送回収及び電子メールによる回収併用)の期間は以下のとおりである。

郵送配布 平成 21 年 11 月 20 日

回収締め切り 平成 21 年 12 月 11 日

(4) 調査票回収結果

全ての都道府県及び全ての土対法政令市から有効票を回収した。

都道府県 47 自治体

土対法政令市 107 自治体

合計 154 自治体(有効回収率 100%)

(5) 調査項目

調査項目及び記入方法は、以下のとおりである。

1) 貴自治体において保有されている土壤汚染情報の公開について

① 現時点の公開の有無について

各項目(次頁参照)について、現時点で窓口での閲覧やホームページ等で公開を行っていれば「公開」の欄に、非公開であれば「非公開」の欄に、窓口での閲覧やホームページ等での公開は行っていないが、情報公開請求が行われた際に情報を開示している場合は「情報公開請求があれば開示」の欄に○を記入する。また、該当する情報を保有されていない場合は、全ての欄に「-」を記入する。

② 公開を前提とした土壤汚染情報データベースの構築の際の情報提供の可否について

各項目について、一般に公開される土壤汚染情報データベースとして国土交通省に対して提供が可能である場合は「情報提供可」の欄に、提供が困難である場合は「情報提供不可」の欄に、各項目のうち一部の情報が提供困難である場合は「一部情報提供不可」の欄に○を記入する。

また、「一部情報提供不可」の欄に○を記載する場合は、可能であれば、提供が可能な情報の内容について「一部情報提供不可」の欄に記入する。

2) 土壤汚染データベースの構築に関するご意見について

土壤汚染情報データベースの構築について、ご意見を自由回答方式により記入する。

表 2.3.1 土壤汚染情報の項目

(1) 土壤汚染対策法に基づく情報

- ① 法第 3 条及び第 4 条に基づく調査の実施履歴に関する情報（調査報告書の受理年月日、調査対象区域の所在地）
- ② 法第 3 条及び法第 4 条に基づく調査結果報告書に記載されている情報
- ③ 法第 3 条第 1 項ただし書に基づく調査猶予の確認を受けた土地に関する情報（調査猶予の確認年月日、対象土地の所在地）
- ④ 法第 5 条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報（指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地）
- ⑤ 第 6 条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報
- ⑥ 指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報
- ⑦ 法第 9 条に基づく土地の形質変更届出書に記載されている情報
- ⑧ 指定区域に係る措置完了報告書に記載されている情報

(2) 独自の条例に基づく情報

- ⑨ 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報（報告書受理年月日、調査対象区域の所在地）
- ⑩ 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報
- ⑪ 条例に基づいて土壤汚染に関する区域指定がされている場合、当該区域の指定・解除に関する履歴の情報（指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地）
- ⑫ 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報

(3) 自主調査関連情報

- ⑬ 自主調査の実施履歴に関する情報（報告書受理年月日、調査対象区域の所在地）
- ⑭ 受理した自主調査による調査結果報告書に記載されている情報
- ⑮ 自主的に措置を行った場合の措置完了報告書

2. 3. 2 アンケート調査の結果(土壌汚染情報の公開について)

(1) 土壌汚染対策法に基づく情報

① 法第3条及び第4条に基づく調査の実施履歴に関する情報

(調査報告書の受理年月日、調査対象区域の所在地)

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日	所在地
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇

■ 情報の活用方法

法に基づく調査が実施されているかどうかを確認でき、また「④ 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報」「⑤ 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」を関連付けて参照することにより、調査箇所の土壌汚染の存在等及び汚染有りの場合の汚染浄化の有無について把握可能。

■ 現時点の公開の有無

- ・「情報公開請求があれば開示」の回答が65.5%を占めている。
- ・非公開と回答した自治体は、その理由として非公開を原則としていることや情報公開への対応について検討中と回答している。

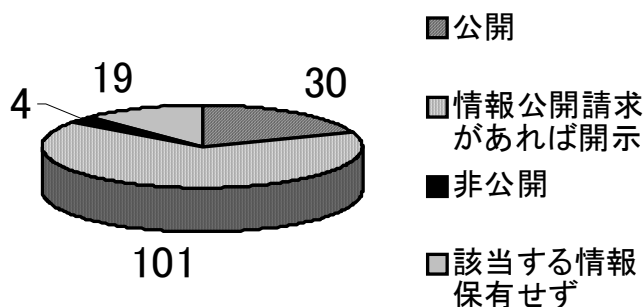


図 2.3.1A 法第3条及び第4条に基づく調査の実施履歴に関する情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」「一部提供不可」の回答が68.8%を占めている。

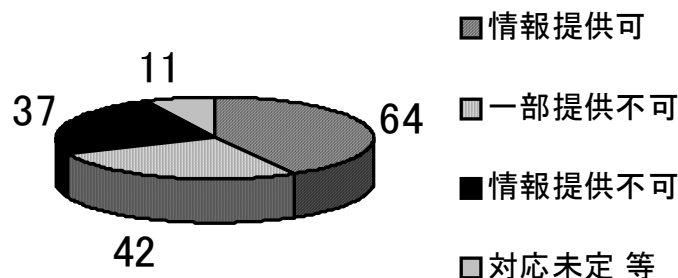


図 2.3.1B 法第3条及び第4条に基づく調査の実施履歴に関する情報の情報提供の可否

- ※ 1. 一部提供不可と答えた自治体42件のうち、19件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
2. 情報提供不可と答えた自治体37件のうち、2件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

② 法第3条及び法第4条に基づく調査結果報告書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日	
報告者(工場又は事業場の名称)	
土地の所在地	
使用が廃止された有害物質使用特定施設	
施設の種類	
施設の設置場所	
廃止年月日	
製造、使用又は処理されていた特定有害物質の種類	
土壤汚染状況調査の結果	
土壤汚染状況調査を行った指定調査期間の氏名又は名称	

■ 情報の活用方法

本情報を参照することにより汚染の状況(深度等)や汚染の重篤度などが把握でき、土壤汚染リスクの詳細にわたる確認評価が可能になる。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」と回答する自治体は8.4%と少なく、「情報公開請求があれば開示」の回答が75.9%と高い。

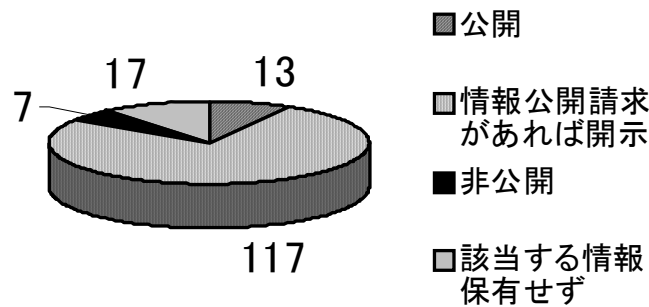


図 2.3.2A 法第3条及び法第4条に基づく調査結果報告書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答がほぼ同数で、それぞれ29%程度を占めている。

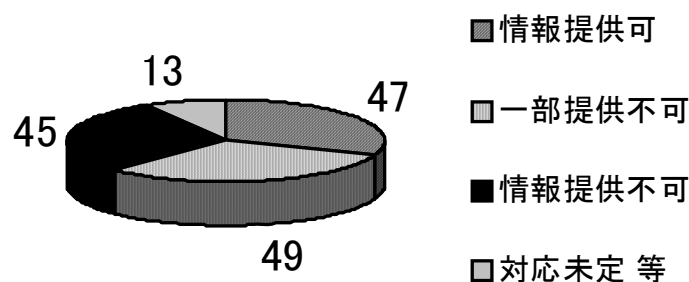


図 2.3.2B 法第3条及び法第4条に基づく調査結果報告書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体49件のうち、24件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体45件のうち、2件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

③ 法第3条第1項ただし書に基づく調査猶予の確認を受けた土地に関する情報
(調査猶予の確認年月日、対象土地の所在地)

■ 具体的な情報イメージ

調査猶予の確認年月日	所在地
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇-〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇-〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇-〇-〇

■ 情報の活用方法

法3条第1項但し書きによる調査猶予制度は、土地利用が変更される場合や土地の所有者が変わった場合に、届出が義務付けられており、その土地利用の変更により健康被害が生ずるおそれがある場合は、確認が取り消され、土壤汚染調査結果の報告が義務付けられる。このため、当該用地が、調査猶予の確認を受けているかどうかを事前に把握することにより、土壤汚染調査の実施に関する判断を行うことが明確になる。

■ 現時点の公開の有無

- ・「公開」と回答する自治体は11.0%と少なく、「情報公開請求があれば開示」の回答が79.9%と高い。

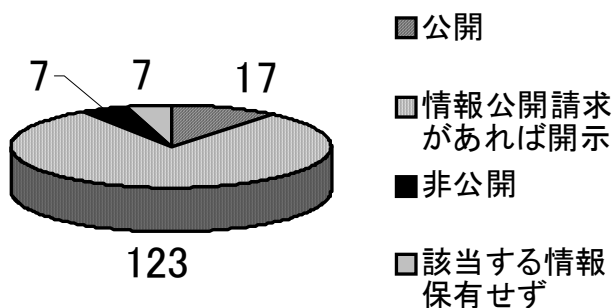


図 2.3.3A 法第3条第1項ただし書に基づく調査猶予の確認を受けた土地に関する情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」の回答が39%と比較的高い。

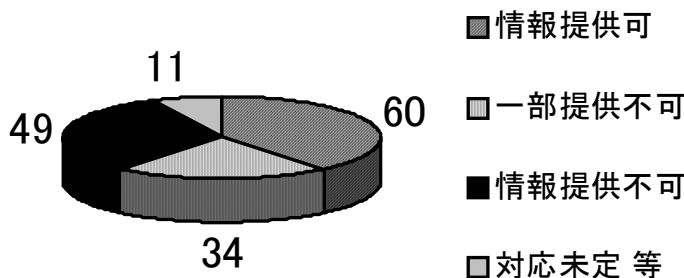


図 2.3.3B 法第3条第1項ただし書に基づく調査猶予の確認を受けた土地に関する情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体34件のうち、17件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体49件のうち、2件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

④ 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報

(指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地)

■ 具体的な情報イメージ

指定年月日	所在地	指定区域解除年月日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇ー〇ー〇	平成〇年〇月〇日

■ 情報の活用方法

本情報を参照することにより、指定区域に指定されていたが、汚染除去措置が実施され、土壌汚染リスクの改善がなされているかどうかを確認できる。

■ 現時点の公開の有無

- ・「⑤ 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」とともに指定区域関連の情報であるため、「公開」と回答する自治体が50.0%と高い。
- ・非公開と回答した自治体は、その理由として情報公開への対応について検討中と回答している。

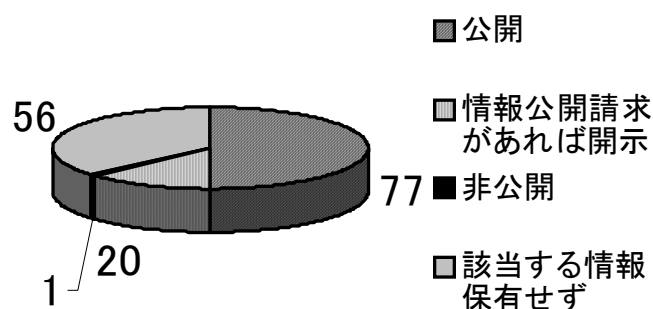


図 2.3.4A 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報の現時点の公開の有無 (指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地)

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」「一部提供不可」の回答が併せて78.6%と高い。

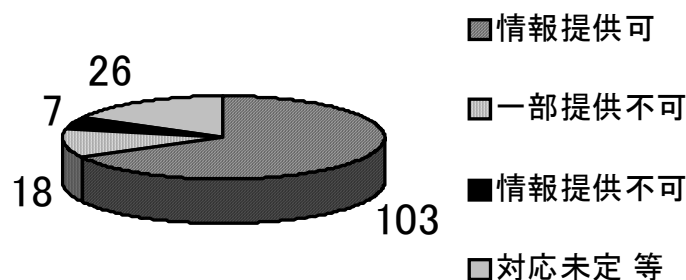


図 2.3.4B 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報の情報提供の可否 (指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地)

- ※1. 一部提供不可と答えた自治体18件のうち、7件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体7件のうち、1件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑤ 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付随する資料に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

整理番号	整一〇	指定年月日・ 指定番号	平成〇年〇月〇日・ 指一〇号	所在地	〇県〇市〇町〇一〇一〇
指定区域の概況		面積	m ²	汚染の除去等の 措置の可否	要・否
指定区域内の土壌の汚染状態		報告受理年月日	調査対象物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称
		平成〇年〇月〇日		含有量基準・ 溶出量基準	
				含有量基準・ 溶出量基準	

■ 情報の活用方法

「① 法第3条及び第4条に基づく調査の実施履歴に関する情報」「④ 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報」と関連付けて参照することにより、当該用地の有害物質使用特定施設の廃止から調査、汚染除去措置を行って、指定区域が解除されるまでの一連の経緯が把握できる。用地を購入する際等の土壌汚染リスクの確認評価基本的な資料となる。

■ 現時点の公開の有無

- ・土壌汚染対策法において公表することが規定されている情報であるため、「公開」と回答する自治体が56.5%と最も高い。

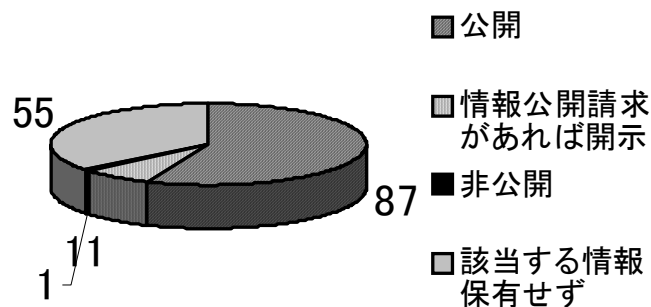


図 2.3.5A 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付随する資料に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」「一部提供不可」の回答が併せて78.6%と高い。

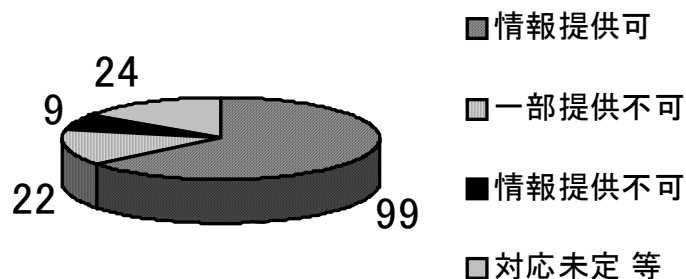


図 2.3.5B 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付随する資料に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体22件のうち、9件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体9件のうち、3件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑥ 指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

「⑤ 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」に次の情報が追加される。

・汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況

整理番号	整-〇	指定年月日・指定番号	平成〇年〇月〇日・指-〇号	所在地	〇県〇市〇町〇-〇-〇	
指定区域の概況		面積	m ²	汚染の除去等の措置の可否	要・否	
指定区域内の土壌の汚染状態		報告受理年月日	調査対象物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
		平成〇年〇月〇日		含有量基準・溶出量基準		
汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	汚染除去等の措置又は土地形質変更の内容	実施者	土壌の搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	有・無

■ 情報の活用方法

「④ 法第5条に基づく指定区域の指定・解除の履歴に関する情報」では、解除された指定区域に関して、汚染除去の有無は確認できるが、汚染除去の方法、内容は把握できない。この資料により、その点についての確認ができる。なお、封じ込めや舗装等の拡散防止措置だけを行い、汚染除去は実施していない場合や、一部の汚染箇所のみ汚染除去したが汚染箇所が残存している場合は、指定は解除されないため、それらの箇所はこの資料には含まれない。

■ 現時点の公開の有無

・この情報に関しては、土壤汚染対策法において公表することは規定されていない情報であるため、「公開」と回答する割合は29.9%と前項と比較して低い。

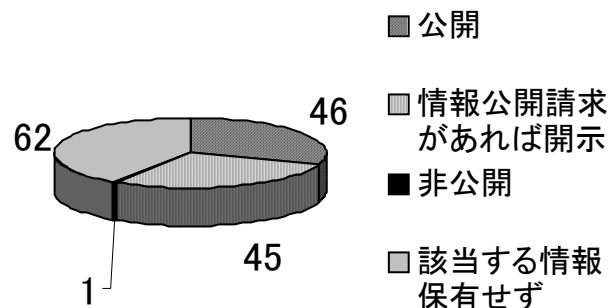


図 2.3.6A 指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて67.5%と比較的高い。

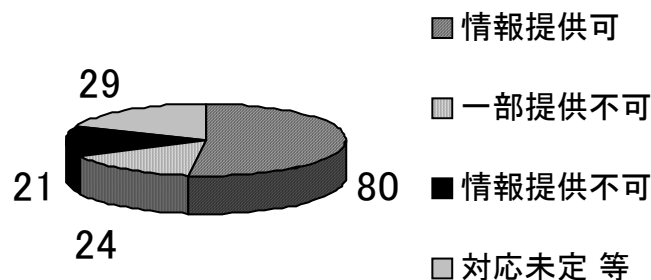


図 2.3.6B 指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体24件のうち、10件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 2. 情報提供不可と答えた自治体21件のうち4件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑦ 法第9条に基づく土地の形質変更届出書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

届出年月日	
指定区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の内容	
土地の形質の変更の施行方法	
汚染土壌の搬出の有無及び搬出先	
土地の形質の変更の着手予定日(又は着手日)	
土地の形質の変更の完了予定日(又は完了日)	

■ 情報の活用方法

法第9条では、指定区域において土壌の採取や土地の形質変更を伴う汚染除去等の措置を行う場合は、届出が義務付けられており、この資料を参照することにより、これらの場合の汚染除去等の措置の内容が確認できる。但し、土地の形質変更を伴わない拡散防止措置(舗装等)を講じた場合などは、届出の必要は無い。なお、土地の形質変更届出情報の概要は、指定区域台帳に反映され、指定区域台帳でも把握できる。本資料により、土地の形質変更を伴う汚染除去等の措置の内容について、具体的に確認できるため、当該用地に関して、継続的な土壌汚染リスクの管理の必要性の判断ができる。

■ 現時点の公開の有無

- ・この情報に関しても、土壌汚染対策法において公表することは規定されていない情報であるため、「公開」と回答する割合は8.4%と低い。

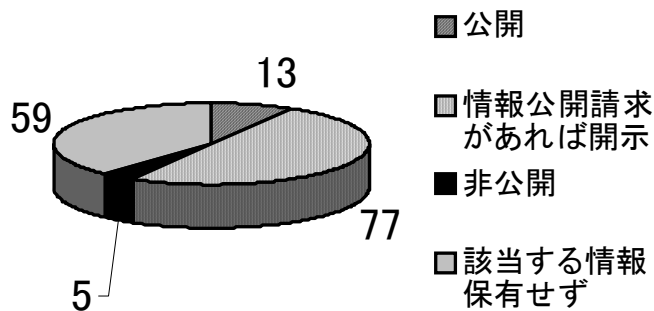


図 2.3.7A 法第9条に基づく土地の形質変更届出書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて59.1%と比較的高い。

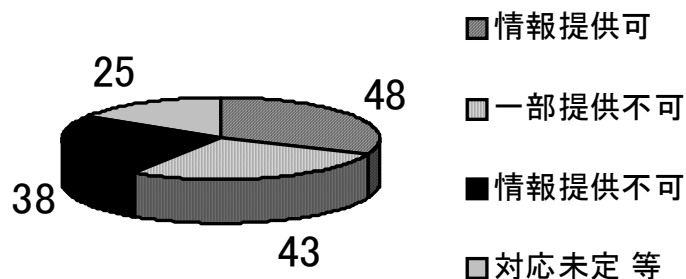


図 2.3.7B 法第9条に基づく土地の形質変更届出書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体43件のうち、22件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体38件のうち、7件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑧ 指定区域に係る措置完了報告書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

報告年月日	
工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
対策工事の目的	
対策工事の内容	
対策工事の手順	
対策工事の工程	
対策完了の確認調査分析結果	
まとめ及び今後の対応事項	

(注)収録項目は自治体ごとに差異がある。

■ 情報の活用方法

措置完了報告書は、法で提出が義務付けられた書類ではないが、措置が完了した場合に報告書が自治体に提出される。「⑤ 第6条に基づく指定区域の台帳及び台帳に付属する資料」や「⑥ 指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料」及び「⑦ 法第9条に基づく土地の形質変更届出書」に記載されている情報以上に詳細な情報が必要な場合(左記の表の対策完了の確認調査分析結果や今後の対応事項など)に参照される資料として位置づけられる。

■ 現時点の公開の有無

- ・前項と同様に「公開」と回答する割合は6.5%と低い。

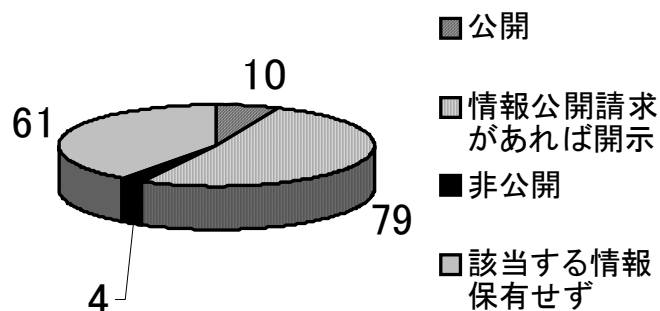


図 2.3.8A 指定区域に係る措置完了報告書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- ・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて55.2%と比較的高い。

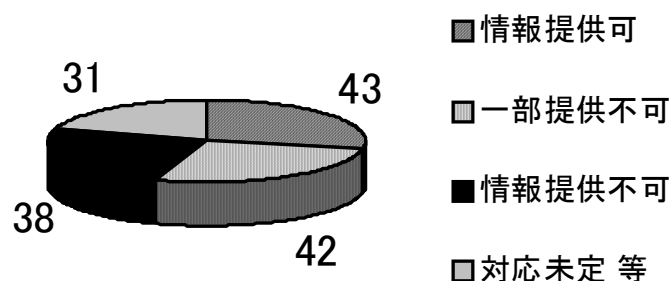


図 2.3.8B 指定区域に係る措置完了報告書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体42件のうち、21件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体38件のうち、7件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

(2) 独自の条例に基づく情報

⑨ 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報（報告書受理年月日、調査対象区域の所在地）

■ 具体的な情報イメージ

報告書受理年月日	所在地
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇

■ 情報の活用方法

条例に基づく調査が実施されているかどうかを確認でき、また「⑩ 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報」「⑫ 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報」を関連付けて参照することにより、当該土地の土壤汚染の存在等及び汚染有りの場合の汚染浄化の有無について把握可能。これらの資料を参照することにより、用地購入時等に、事前に土壤汚染リスクの確認評価ができる。

■ 現時点の公開の有無

- 都道府県及び土対法の政令市で、調査契機の規定を有する自治体は 61 自治体になるが、本アンケート調査結果における「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 60 自治体となっている。なお、「非公開」と回答する自治体は無い。

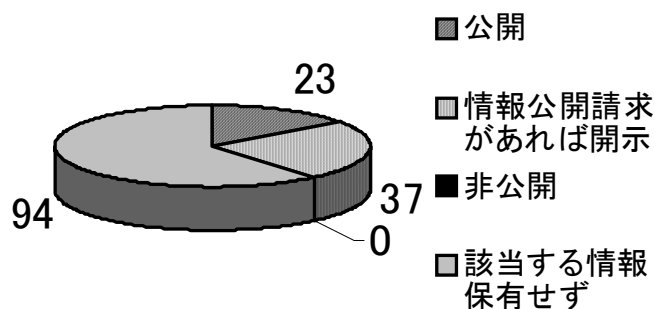


図 2.3.9A 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

- 「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 44 自治体であり、上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(60 自治体)に対して 73.3%を占めている。

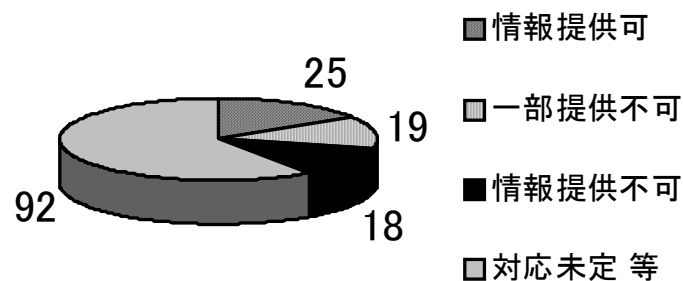


図 2.3.9B 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体19件のうち、10件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体18件のうち、4件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑩ 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日		
報告者(工場又は事業場の名称)		
土地の所在地		
調査の種類	調査対象物質・調査地点・試料採取方法等	調査実施期間
表土調査		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
土壤ガス調査		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
調査の種類		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
ボーリング調査		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
地下水調査		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
その他の調査		平成〇年〇月〇日～ 平成〇年〇月〇日
連絡先		

■ 情報の活用方法

自治体の条例に基づき実施された土壤汚染状況調査や汚染浄化措置に関しては、法に基づく場合の指定区域台帳に相当する管理資料が整備されていない自治体もある(区域指定の規定が無い)。このため、調査結果報告書により、汚染の状況(深度等)や汚染の重篤度などを把握する必要がある。

(注)収録項目は自治体ごとに差異がある。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 59 自治体となっており、前項(⑨) 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報と同様の自治体数である。

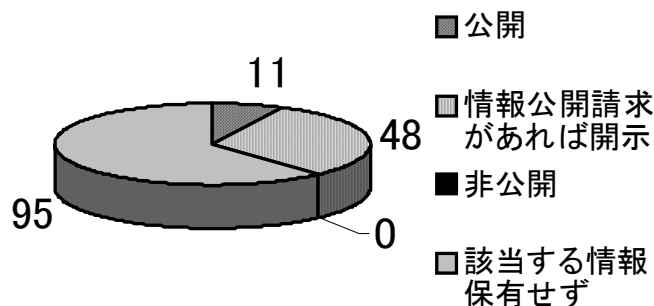


図 2.3.10A 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 37 自治体であり、上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(59 自治体)に対して 62.7%を占めている。

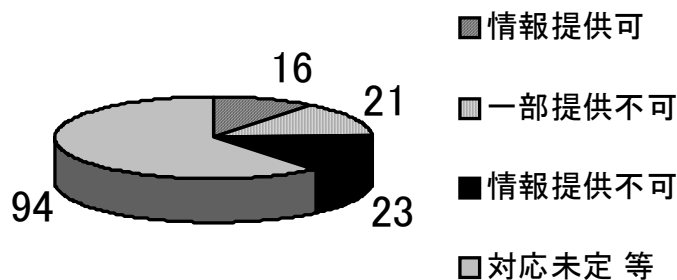


図 2.3.10B 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体21件のうち、13件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体23件のうち、4件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑪ 条例に基づいて土壌汚染に関する区域指定がされている場合、当該区域の指定・解除に関する履歴の情報（指定区域の指定日、指定解除日、指定区域の所在地）

■ 具体的な情報イメージ

指定年月日	所在地	指定区域解除年月日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇	平成〇年〇月〇日
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇	平成〇年〇月〇日

■ 情報の活用方法

本資料により、条例に基づき指定された区域に関する汚染浄化・除去の有無が把握できる。なお、条例でこのような管理を行っている自治体は少数であるが、「⑨ 条例に基づく調査の実施履歴に関する情報」「⑩ 条例に基づく調査結果報告書に記載されている情報」「⑫ 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報」により、土壌汚染確認の契機から、調査及び汚染除去措置の実施及び土壌汚染対策措置完了までの経緯を把握することが必要である。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 20 自治体となっている。なお、条例に区域指定に関する規定があるが、まだ調査・対策事例が発生していない自治体は、「該当する情報保有せず」に含まれる。

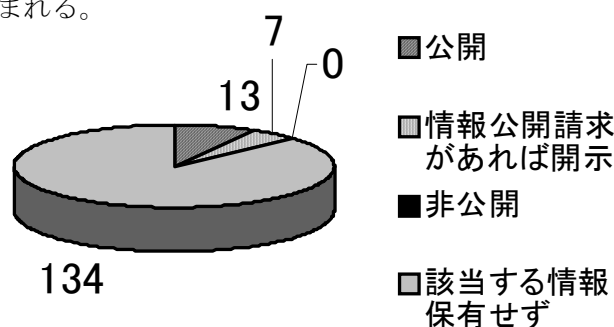


図 2.3.11A 条例に基づいて土壌汚染に関する区域指定がされている場合の当該区域の指定・解除に関する履歴の情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 27 自治体となっている。

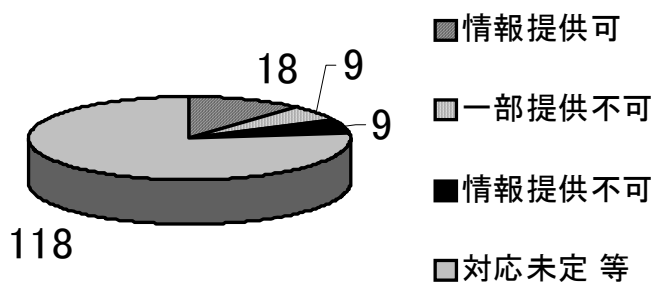


図 2.3.11B 条例に基づいて土壌汚染に関する区域指定がされている場合の当該区域の指定・解除に関する履歴の情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体3件のうち、2件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。

⑫ 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日	
報告者(工場又は事業場の名称)	
土地の所在地	
処理対策の内容	対象物質
	汚染の状況と対策範囲
	土壌汚染対策の方法
	地下水調査(モニタリング)
	周辺環境保全
	現地内処理対策・ 現地外処理対策
処理対策実施期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
連絡先	

(注)収録項目は自治体ごとに差異がある。

■ 情報の活用方法

本資料により、条例に基づき土壌汚染状況調査が実施された土地に関する汚染浄化・除去の有無及び汚染除去等の措置の内容が確認できる。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 50 自治体となっている。

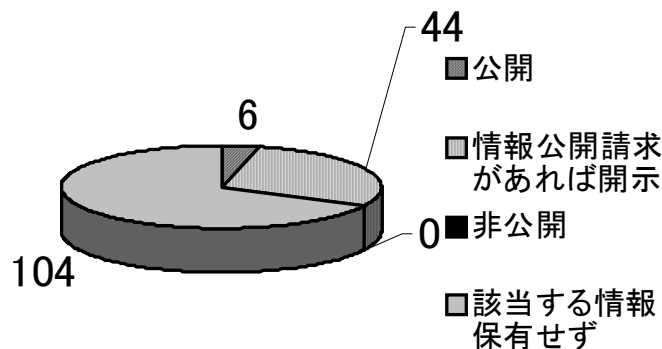


図 2.3.12A 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 35 自治体となっている。上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(50 自治体)に対して 70.0%を占めている。

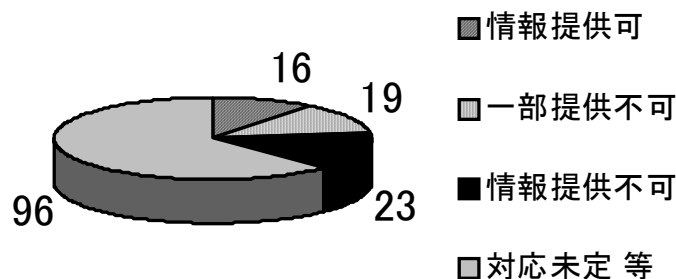


図 2.3.12B 条例に基づいて措置を行った場合の措置完了報告書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体19件のうち、11件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体23件のうち、7件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

(3) 自主調査関連情報

⑬ 自主調査の実施履歴に関する情報（報告書受理年月日、調査対象区域の所在地）

■ 具体的な情報イメージ

報告書受理年月日	所在地
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇
平成〇年〇月〇日	〇県〇市〇町〇 -〇-〇

■ 情報の活用方法

本資料により自主調査が実施されているかどうかを確認でき、また、「⑭受理した自主調査による調査結果報告書に記載されている情報」「⑮ 自主的に措置を行った場合の措置完了報告書」を関連付けて参照することにより、当該土地の土壌汚染の存在等及び汚染有りの場合の汚染浄化の有無について把握可能である。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 110 自治体となっており、71.4%を占めている。また、自主調査結果について必ずしも公開を前提として受理していない自治体があるため、25 自治体が非公開と回答している。

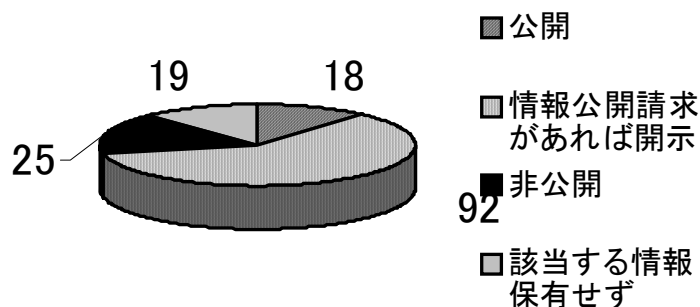


図 2.3.13A 自主調査の実施履歴に関する情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 68 自治体となっている。上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(110 自治体)に対して 61.8%を占めている。

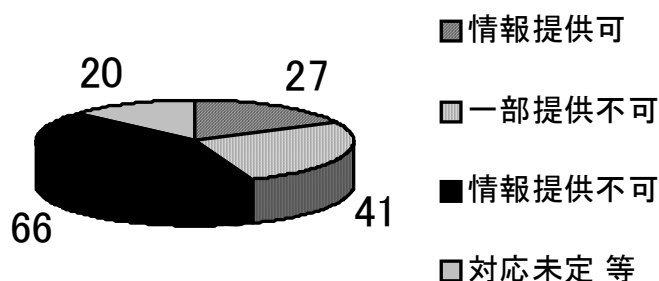


図 2.3.13B 自主調査の実施履歴に関する情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体41件のうち、13件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体66件のうち、2件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑭ 受理した自主調査による調査結果報告書に記載されている情報

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日		
報告者(工場又は事業場の名称)		
土地の所在地		
調査期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日	
調査内容及び数量		
調査実施者		
調査方法	表層土壌調査	
	土壌ガス調査	
	ボーリング調査	
	分析方法	
調査結果	表層土壌調査	
	土壌ガス調査	
	ボーリング調査	
まとめ		

■ 情報の活用方法

自主的に土壌汚染状況調査が実施された土地の汚染の存在等や汚染の状況(深度等)、汚染の重篤度などが把握できる。

(注)収録項目は自治体ごとに差異がある。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 110 自治体となっており、前項(⑬ 自主調査の実施履歴に関する情報)と同数となっている。

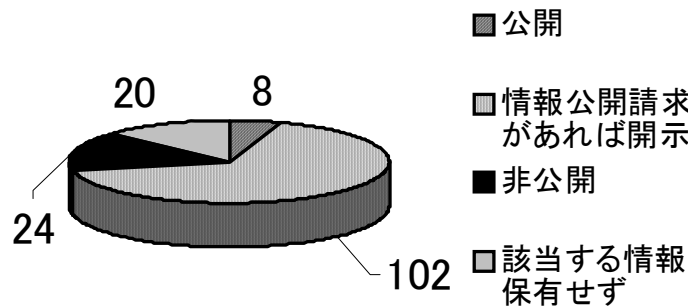


図 2.3.14A 受理した自主調査による調査結果報告書に記載されている情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 66 自治体となっている。上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(110 自治体)に対して 60.0%を占めている。

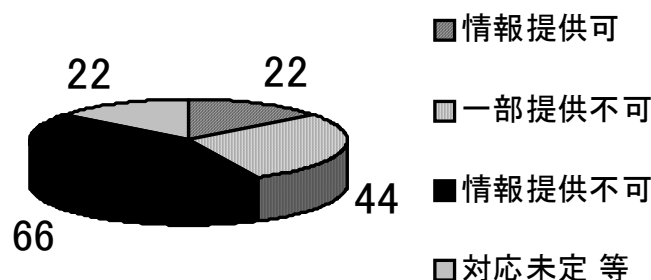


図 2.3.14B 受理した自主調査による調査結果報告書に記載されている情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体44件のうち、17件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体66件のうち、4件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

⑮ 自主的に措置を行った場合の措置完了報告書

■ 具体的な情報イメージ

受理年月日			
報告者(工場又は事業場の名称)			
土地の所在地			
措置対策の開始日及び終了日	開始日	平成〇年〇月〇日	
	終了日	平成〇年〇月〇日	
対策の概要			
対策対象の汚染土壌の状況			
対策完了の確認調査結果	浄化措置	掘削除去	
		原位置浄化	
	浄化措置以外	覆土・盛土・封じ込め等	
		立入禁止	
	不溶化		
対策期間中の周辺環境保全対策			
その他の資料			

■ 情報の活用方法

本資料により、自主的に措置が行われた土地に関する汚染浄化・除去の有無及び汚染除去等の措置の内容が確認できる。

(注)収録項目は自治体ごとに差異がある。

■ 現時点の公開の有無

・「公開」「情報公開請求があれば開示」を併せて 109 自治体であるが、「公開」の回答数は 4 自治体に留まっている。

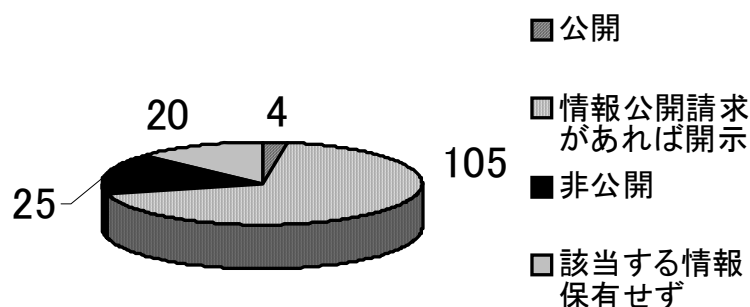


図 2.3.15A 自主的に措置を行った場合の措置完了報告書情報の現時点の公開の有無

■ 情報提供の可否

・「情報提供可」「一部提供不可」の回答は併せて 63 自治体となっている。上記の「公開」「情報公開請求があれば開示」の回答数(109 自治体)に対して 57.8%を占めている。

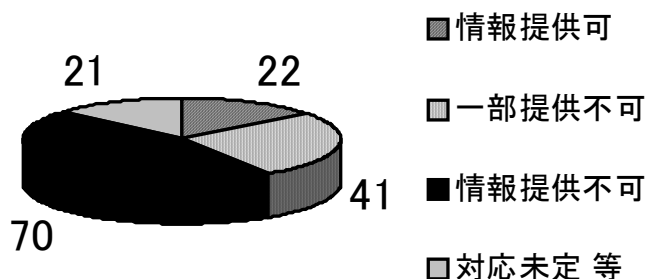


図 2.3.15B 自主的に措置を行った場合の措置完了報告書情報の情報提供の可否

※1. 一部提供不可と答えた自治体41件のうち、17件は個人情報や守秘義務のある情報を除き提供可能と回答。
 ※2. 情報提供不可と答えた自治体70件のうち、4件は「現時点の公開の有無」の設問で該当する情報保有せずと回答。

2. 3. 3 アンケート調査の結果(土壌汚染データベースの構築に関する意見)

(1) 土壌汚染情報データベースの構築に関する自由回答の傾向

自由回答の傾向について、分類して示すと図 2.3.16 に示すとおりである。

その他の意見・要望を除いて、意見の多い項目は、「土壌汚染対策法との関係」「情報提供に係る自治体の負担」「風評被害の懸念」「自主調査報告の阻害」の4項目である。

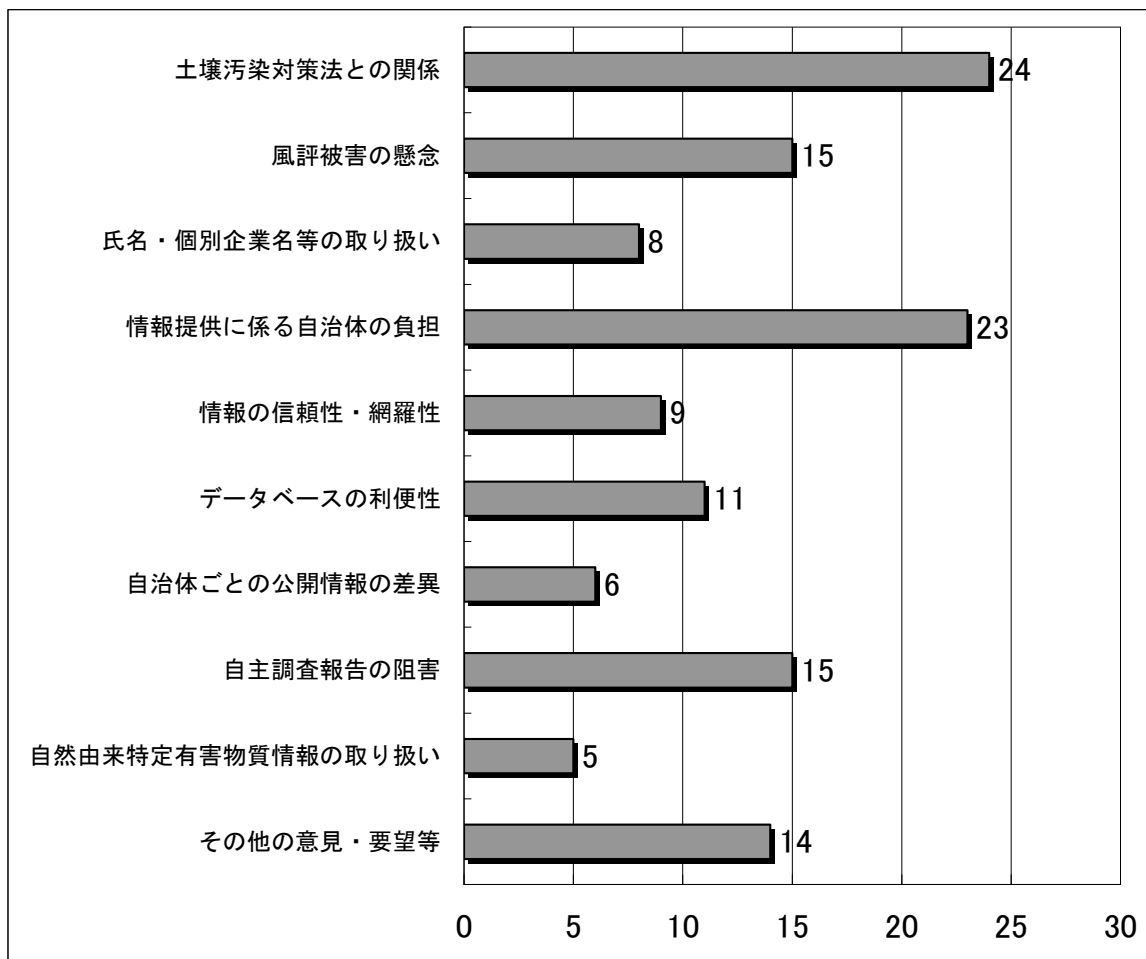


図 2.3.16 土壌汚染情報データベースの構築に関する自由回答の傾向

※1. 同一の自治体が複数の分類項目に回答しており、また自由回答の無い自治体があるため、自治体数の合計値は、有効回収自治体数(154自治体)には一致しない。

(2) 土壤汚染情報データベースの構築に関する自由回答の内容

自由回答の内容について、分類に対応して示すと表 2.3.2 に示すとおりである。

表 2.3.2 土壤汚染情報データベースの構築に関する自由回答の主な内容

分類	主な意見
土壤汚染情報データベースの意義	<ul style="list-style-type: none"> ●土地取引に有用な土壤汚染情報のデータベースを構築することは、大変有用である。 ●土壤汚染情報が増えていく中で、データベースの必要性は高まっていくのではないかと。
土壤汚染対策法との関係	<ul style="list-style-type: none"> ●土壤汚染対策法は国民の健康の保護が目的であるため、当該法に基づいて収集した情報についても、当該目的のもとで取り扱われるべきであり、土壤汚染地の取引の円滑化のために使用することは目的外利用に当たるとはならないかと。 ●土壤汚染対策法には指定区域台帳以外の情報について公表する旨の規定が定められておらず、公表を前提として情報を受理していないため、こういった情報を情報公開請求によらずに積極的に公表するためには法令上の整備が必要ではないかと。
風評被害の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ●土壤汚染情報を公開することにより直接関係のない土地が風評被害を被る可能性があるのではないかと。 ●土壤汚染情報を報告する事業者等のなかには情報を公表されたくないものもいるため、公表する場合には事業者の同意を得るなど一定の配慮が必要なのではないかと。 ●風評被害など土壤汚染情報の公開によって生じた損害に対する責任の範囲と所在を明確にするべきではないかと。
氏名・個別企業名等の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名・個別企業名が流出しない体制を構築できるよう十分に配慮するべきではないかと。 ●使用物質等の情報は企業のノウハウ等に該当する場合も考えられるので、公表すべきかについて十分検討を行うべきではないかと。 ●自治体が氏名・個別企業名等を含んだ情報を国に提供するのか、あるいは、自治体から国に提供する時点で削除するのか、データベース運用時の氏名・個別企業名等の取り扱いについて明確にするべきではないかと。
情報提供に係る自治体の負担	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体から国への土壤汚染情報の提供にあたって、自治体の事務負担は大きいと、提供する情報は必要最小限とするべきではないかと。詳細なデータの提供等は困難である。 ●事務の効率化を図るため、環境省に報告している土壤汚染対策法施行状況調査の活用・連携を図ることが必要ではないかと。
情報の信頼性・網羅性	<ul style="list-style-type: none"> ●土壤汚染対策法に基づく調査やそれに準ずる調査でも土壤汚染を見逃す可能性はゼロではないため、調査によって汚染が確認されなかった土地は、土壤汚染がない土地ではなく、あくまで土壤汚染が確認されなかった土地として扱うことが適切ではないかと。 ●「土壤汚染情報データベースに汚染情報がない土地には汚染が存在しない。」といった誤解が生じる可能性があるのではないかと。
データベースの利便性	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者にとって最新の情報でなければ意味がない場合もあり、更新頻度が十分に多くない場合は、結局、自治体に問い合わせることになるのではないかと。 ●自治体が随時情報を修正できる仕組みにする必要があるのではないかと。
自治体ごとの公開情報の差異	<ul style="list-style-type: none"> ●自治体によって公開する情報の内容に差が生じることは望ましくないのではないかと。
自主調査報告の阻害	<ul style="list-style-type: none"> ●自主調査結果の報告は任意で行われたものであり、受理する際に公開を前提とした説明は行っていないため、所有者等の了解が取れない限り、公開は困難ではないかと。 ●自主調査結果を一般に公開することを前提とすると、土地の評価への影響等を恐れ、自主調査の積極的な報告がなされなくなるのではないかと。
自然由来特定有害物質情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ●自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度を人為的な汚染と区別できるようなデータベースとなれば有用である。 ●自然由来特定有害物質が土壤汚染対策法の基準を超過している範囲を明示することは、風評被害を生じさせる可能性があるため、慎重に考える必要があるのではないかと。

2. 3. 4 アンケート調査結果のまとめ

土壤汚染情報の公開に関する自治体アンケート調査を実施し、現時点の各種情報の保有状況及び公開状況、土壤汚染情報データベース構築の際の情報提供の意向について、調査結果のまとめを示すと以下のとおりである。

(1) 土壤汚染情報の公開について

① 土壤汚染対策法に基づく情報

1) 現時点の公開状況

土壤汚染対策法に基づき、公開が義務付けられている情報は、指定区域の指定及び解除の公示に関する情報と指定区域台帳のみであるため、これらに関する情報を窓口での閲覧やホームページ等で公表している割合は、「指定区域の指定・解除の履歴に関する情報」は78.6%（情報保有せずと回答する自治体を除く母数に対する割合）、「指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」は87.9%（前項と同様の母数に対する割合）と高い。ただし、これらの情報についても一部の自治体では情報公開請求による開示の対象としている。

これらの情報に次いで、公表している割合が高い情報は「指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」が50.0%（前項と同様の母数に対する割合）である。土壤汚染対策法に基づくその他の情報については、いずれも情報公開請求による開示の対象としている自治体が多い状況となっている。

2) 土壤汚染データベースへの情報提供の可否

「情報提供可」「一部提供不可」（個人情報保護条例に基づく個人情報や公表により企業に不利益となる情報等は提供不可）を合せた割合でみると、現時点の公開状況と同様に、「指定区域の指定・解除の履歴に関する情報」「指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報」がともに78.6%（154自治体を母数とする割合）と最も高い。

一方、「提供不可」と回答する割合が最も高い情報は、「法第3条第1項但し書きに基づく調査猶予の確認を受けた土地に関する情報」であり、31.8%（154自治体を母数とする割合）となっている。

② 独自の条例に基づく情報

1) 現時点の公開状況

本アンケート調査の結果から、調査契機に関する規定を有する条例を持つ自治体は全国で61自治体有り、全体の39.6%を占めることが把握された。独自の条例に基づく「調査の実施履歴に関する情報」から「措置完了報告書に記載されている情報」までの4種類の情報とも、「非公開」との回答は無く、窓口での閲覧やホームページ等で公表もしくは情報公開請求による開示で公開している。

2) 土壤汚染データベースへの情報提供の可否

独自の条例に基づく「調査の実施履歴に関する情報」から「措置完了報告書に記載されている情報」までの4種類の情報のうち、「情報提供可」「一部提供不可」（個人情報保護条例に基づく個人情報や公表により企業に不利益となる情報等は提供不可）を合せた割合でみると、「調査の実施履歴に関する情報」「措置完了報告書に記載されている情報」がともに57.4%（61自治体を母数とする割合）であり、「調査結果報告書に記載されている情報」「条例に基づく区域指定の指定・解除に関する履歴の情報」がともに44.3%（前項と同様の母数に対する割合）となっている。

③ 自主調査関連情報

1) 現時点の公開状況

土壌汚染状況調査や土壌汚染対策に関して自主的に実施された件数は、土壌汚染対策法に基づくものや条例に基づくものよりもはるかに多い状況にある。しかし、この自主的に実施された調査結果に対する自治体の対応はさまざまであり、全く受理しない自治体や、土壌環境基準を超えた場合に届出義務を課して受理する自治体、制度上の規定は無いが受理している自治体、法に準拠していない調査結果でも受理している自治体などさまざまであり、さらに公開方法も関連付けるとさらに多様になる。

本アンケート調査の結果からは、自主調査関連情報を保有していない自治体は 20 自治体、13.0% (154 自治体を母数とする割合) と比較的少ない。また、「非公開」と回答した自治体も 25 自治体で 16.2% (154 自治体を母数とする割合) と比較的少ない。大半の自治体が情報公開請求があれば開示すると回答している。

2) 土壌汚染データベースへの情報提供の可否

土壌汚染データベースへの自主調査関連情報の提供については、条例で報告義務を課している自治体は少なく、大半の自治体が調査を実施した企業等からの任意の報告を受理しているものであるため、「情報提供可」「一部提供不可」(個人情報保護条例に基づく個人情報や公表により企業に不利益となる情報等は提供不可)を合せた割合でみると、「自主調査の実施履歴に関する情報」が 44.2% (154 自治体を母数とする割合) であり、「自主的に措置を行った場合の措置完了報告書」が 40.9% (154 自治体を母数とする割合) とともに 50% 以下である。

(2) 土壌汚染データベースの構築についての意見

土壌汚染情報の管理主体としての都道府県及び土壌汚染対策法の政令市から寄せられた土壌汚染データベース構築に関するさまざまな意見から、データベース構築において十分に検討すべき以下の論点が抽出された。

① 土壌汚染情報データベースの意義

土壌汚染情報データベース構築に関する意義、目的、ねらいについて十分に理解されることが必要である。

② 土壌汚染対策法との関係

土壌汚染対策法は人の健康被害の防止を目的としており、この観点から土壌汚染に関する各種情報が自治体により管理、公表されているが、これらの情報が土地取引に密接に関連する重要な情報であり、データベースとして適切に公表していくことが、土壌汚染対策法の目的にも合致する点を明確にする必要がある。

③ 風評被害の懸念

土地は私有財産であり、土壌汚染に関する誤った情報が流布することにより、土地価格の下落といった影響が予想されるため、データベースで提供する情報の信頼性の確保に十分に配慮する必要がある。

④ 氏名・個別企業名等の取り扱い

自治体が窓口での閲覧や情報公開請求により開示する土壌汚染情報に関しては、各自治体の情報公開条例に基づき個人情報や企業の固有の情報などについては開示対象外とされているが、本データベースにおいても同様な取り扱いが必要とされる。

⑤ 情報提供に係る自治体の負担

現時点においても、自治体側の土壌汚染情報の収集、管理や窓口への土壌汚染情報に関する問い合わせや情報公開請求への対応などで事務作業の負担感は強い。このため、自治体に過度の負担とならないようなデータベースへの情報提供方法についての検討が必要である。

⑥ 情報の信頼性・網羅性

土壌汚染情報データベースの利用者は必ずしも土壌汚染に関する十分な知識を持っていない場合もあり、不十分な理解や誤った判断を招かないよう、情報の信頼性確保への対応及び情報の網羅性に関する留意点の明示などへの配慮が必要とされる。

⑦ データベースの利便性

データベースがより多く利用されるためには、土壌汚染対策法等に基づく情報が地域的な偏りが無く、また極力最新情報の提供ができるよう、情報提供に係る自治体の負担に留意して情報の種類、更新頻度について検討する必要がある。

⑧ 自治体ごとの公開情報の差異

現状において、土壌汚染対策法等に基づく情報の公開内容は自治体ごとの判断に委ねられているため、情報の種類、内容には差異があるが、前項の利便性の確保との関連で、留意する必要がある。

⑨ 自主調査報告の阻害

自主調査の件数は法に基づくものや条例に基づくものよりもはるかに多いが、調査内容にはバラつきがあり、また自治体の調査結果の受理や公表への対応方法も多様になっている。さらに、基本的に調査実施者からの任意の提供としている自治体が多いため、データベースへの公表を前提にすると、場合によっては自主調査報告への意向を削ぐことになるとの懸念もある。このため、データベースでの取り扱いは慎重に検討する必要がある。

⑩ 自然由来特定有害物質情報の取り扱い

自然由来汚染と人為的汚染を明確に判別し検証することは必ずしも容易ではない。また、自然由来汚染の可能性がある範囲を明示することは風評被害の発生の懸念もあるため、データベースでの取り扱いは慎重に検討する必要がある。

第3章 自然由来特定有害物質情報・土地利用履歴情報等の現状

取引対象とする土地の土壤汚染に関する調査が既に実施済みであり、前章で解説したような土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染情報が利用可能な例は少ない。しかし、このような場合でも、さまざまな公的機関等が公開している情報を有効活用すれば、自然由来特定有害物質の基準超過や人為的な土壤汚染のおそれを概略把握することができる。

3. 1 土壤汚染リスク検討評価に活用可能な情報の概要

3. 1. 1 自然由来特定有害物質情報

火山の点在する我が国において、人為的な原因による土壤汚染の他に、鉱山由来等の自然界に存在する特定有害物質が土壤汚染対策法に基づく指定基準を超過した状態で地層や土壤中に確認されるケースは珍しくない。土壤汚染に関する自然由来特定有害物質の基準超過のおそれを概略把握するためには、自然の地層や土壤に含まれる自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度の分布状況の情報が重要となる。このような自然由来特定有害物質に係る情報のうち既に公表されているものに関して、それぞれの概要を以下に示す。

(1) 地圏環境インフォマティクス

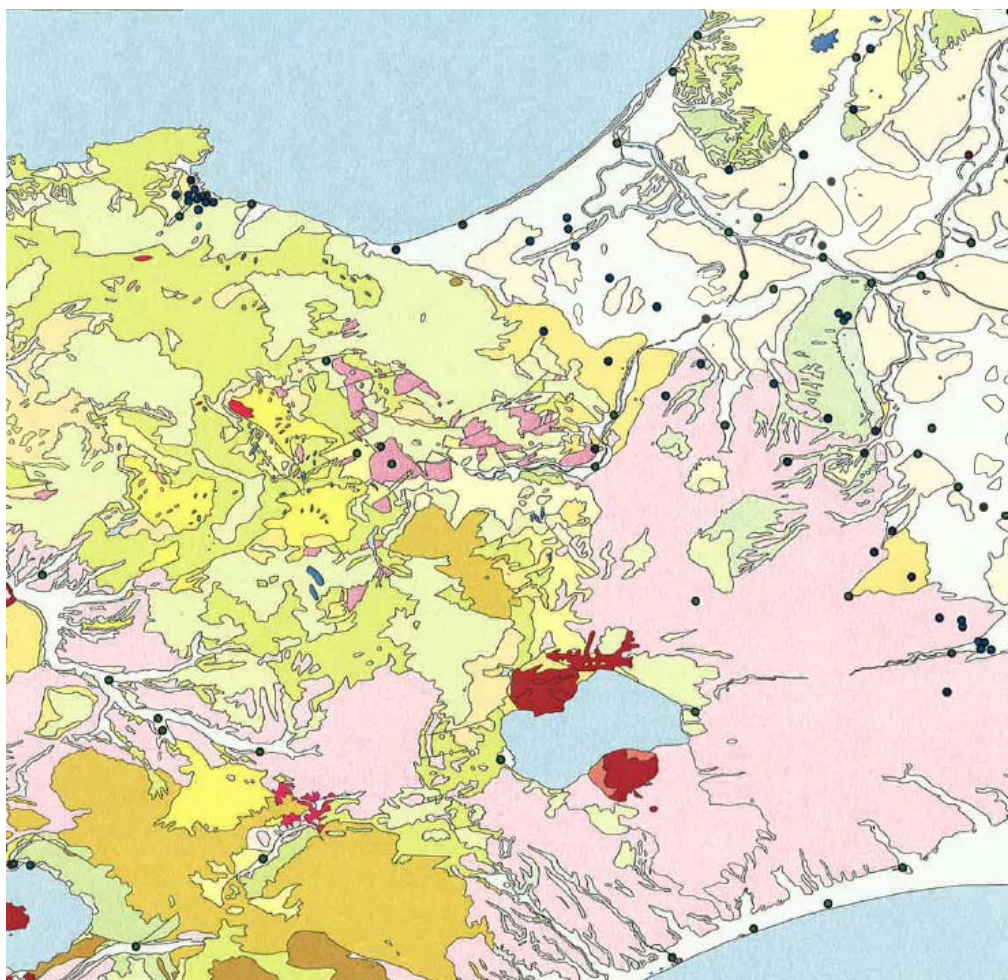
地圏環境インフォマティクスは、日本全国の地形図、地質図、土壤図、変質帯分布図等の基礎的図面データと岩石、土壤、河川堆積物、地下水中の元素濃度の測定ポイントが収録されている。

表 3.1.1 地圏環境インフォマティクスの概要

提供者	東北大学大学院環境科学研究科
対象地域 (作成年度)	2005年 東日本における地圏環境情報のGIS統合 2006年 西日本における地圏環境情報のGIS統合 2007年 全国の地圏環境インフォマティクスの統合及びシステム調整
情報概要	<p>土壤中に含まれる重金属の情報と地質や地形、土壤、植生、変質帯分布、地下水データ等のデータを統合することにより重金属の濃度分布や形態情報と地圏環境情報との関連性について把握することのできる情報システムの開発を目的としたシステムである。</p> <p>GIS（地理情報システム）を用いて、以下に示す1/20万日本シームレス地質図などの複数の地圏環境マップをレイヤーとして重ね合わせて、地図上で把握できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形図：国土地理院発行の数値地図50mメッシュ ・地質図：産業技術総合研究所の1:20万日本シームレス地質図 ・土壤図：国土交通省国土調査課がウェブサイトで開催している1:20万土地分類基本調査に基づく都道府県土壤図 ・植生図：環境省生物多様性センターの自然環境情報GIS ・変質帯分布図：広域地質構造調査報告書に記載されている中性変質帯及び酸性変質帯を対象 ・鉱山位置図：全国の休廃止鉱山のうち、銅(Cu)、鉛(Pb)、亜鉛(Zn)を主要鉱種とする熱水性金属鉱山、褐鉄、硫化鉄鉱、硫黄を産する鉱山、陶石、蠟石、

	<p>滑石、石綿、粘土、耐火粘土を産する非金属鉱山、層状マンガ、砂、黒鉛を産する鉱山、珪石、長石、沸石、珪藻土、石灰石を産する鉱山、石油、石炭、天然ガスを産する鉱山が対象となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星画像：リモート・センシング技術センターが提供する全国の衛星画像ラストデータ ・岩石、土壌、河川堆積物中の元素濃度（測定ポイントのデータのみ）：日本の地球化学図等 ・地下水中の化学物質及び元素濃度：環境省水・大気環境局の全国地下水質測定結果（平成15年度）
情報提供方法	DVD-ROM を無償で配布、インターネットでは提供されていない

●地圏環境インフォマティクスの地図情報の例（札幌市周辺）



(注) ベース図：産業技術総合研究所の1:20万日本シームレス地質図

赤丸印：土壌中の元素濃度の試料採取ポイント

緑丸印：河川堆積物中の元素濃度の試料採取ポイント

青丸印：地下水中の元素濃度の試料採取ポイント

(2) 日本の地球化学図

日本の地球化学図は、日本全国の自然由来重金属の濃度の分布状況について、総合的な傾向把握が可能なデータが掲載されている。

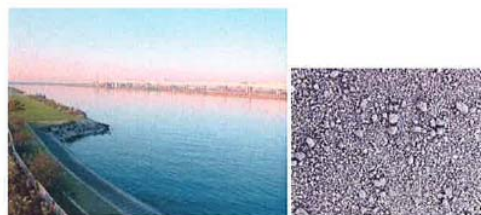
表 3.1.2 日本の地球化学図の概要

提供者	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
対象地域 (作成年度)	全国 (2004年)
情報概要	日本全土の河川堆積物約 3,000 試料採取して 53 元素に係る濃度分布図を作成(ヒ素(As)、カドミウム (Cd)、水銀(Hg)、鉛(Pb)、クロム (Cr) 等)、元素別全国分布図/地方別分布図/試料採取地点別の緯度経度、所在地、元素別濃度、採取地点写真、採取試料写
情報提供方法	印刷物を有償で提供、インターネットで無償提供

● 日本の地球化学図のホームページ情報 (1)



46東京 (46029)



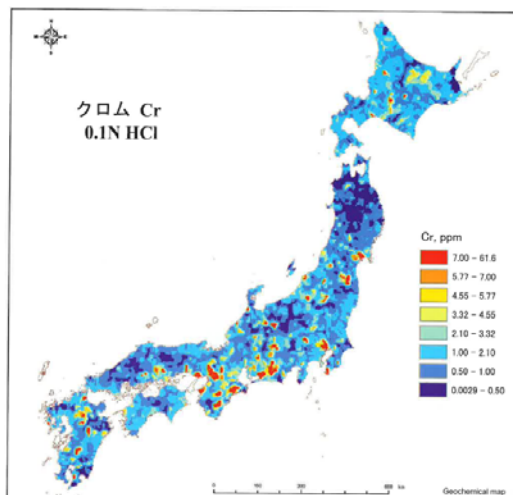
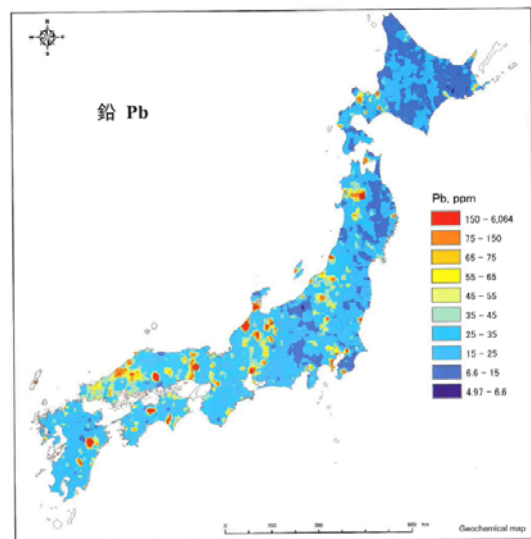
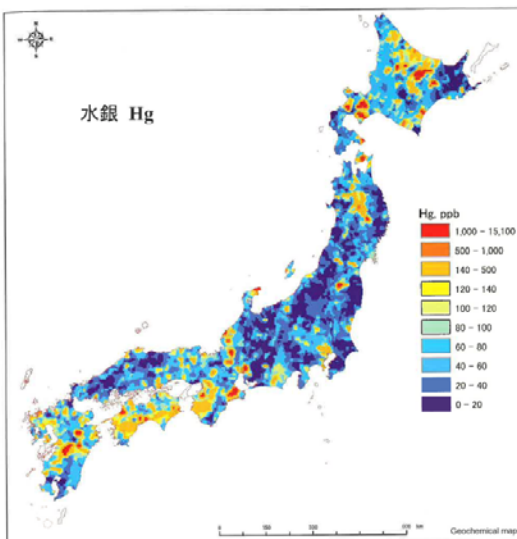
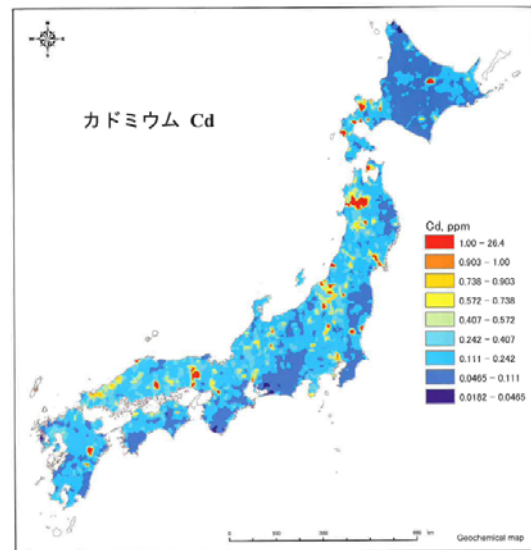
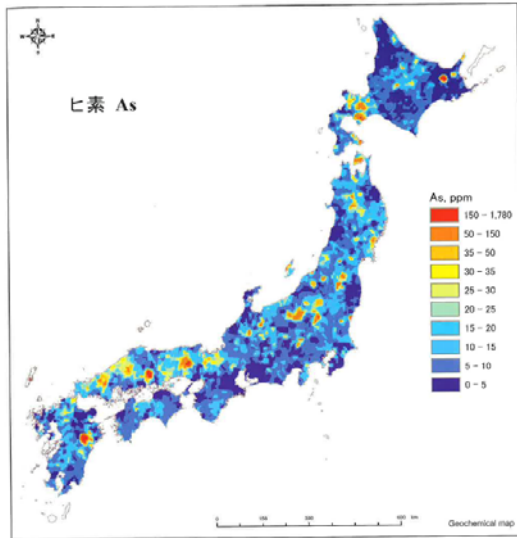
試料番号	46029
地図名	46東京
番号	29
経度	139.85001
緯度	35.70956
採取地	東京都墨田区平井大橋
川	荒川
河床幅m	50m
流水幅m	
流速m/s	1m/s
河床状況	
試料粒度	
試料色調	
護岸	
コメント	ヘドロ

元素濃度

試料番号	46029	Be	1.129	Sn	13.752	Tm	0.214
Al ₂ O ₃ %	13.23	Sc	16.265	Sb	1.408	Yb	1.327
CaO	3.531	Cr	159.276	Ca	2.929	Lu	0.194
Fe ₂ O ₃	7.073	Co	19.1	La	11.527	Hf	1.215
K ₂ O	1.691	Ni	50.697	Ce	23.137	Ta	0.617
MgO	3.691	Cu	87.012	Pr	2.904	Tl	0.5
MnO	0.106	Zn	196.421	Nd	12.076	Pb	58.332
Na ₂ O	2.472	Ga	15.917	Sm	2.73	Bi	0.113
P ₂ O ₅	0.244	Pb	32.237	Eu	0.732	Th	4.353
TiO ₂	0.705	Y	13.965	Gd	2.602	U	1.301
Ba ppm	352.6	Zr	42.379	Tb	0.473	As	12
Sr	183.2	Nb	6.132	Dy	2.442	Hg ppb	450
V	147.9	Mo	1.283	Ho	0.475		
Li	31.734	Cd	0.85	Er	1.376		



●日本の地球化学図のホームページ情報（2）

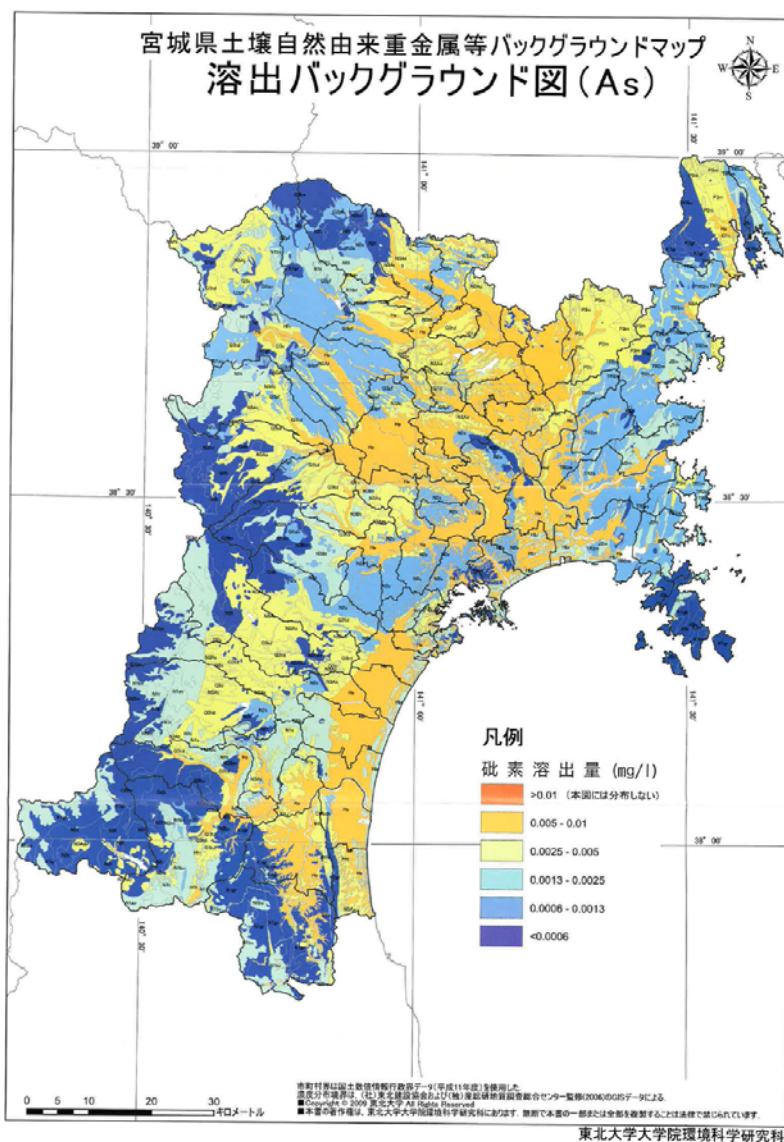


(3) 宮城県土壌自然由来重金属類バックグラウンドマップ

宮城県土壌自然由来重金属類バックグラウンドマップは、自然由来重金属の特定地域での詳細な地質別バックグラウンドデータが掲載されている。

表 3.1.3 宮城県土壌自然由来重金属類バックグラウンドマップの概要

提供者	東北大学大学院環境科学研究科
対象地域 (作成年度)	宮城県全域 (2009年4月)
情報概要	1/5万地質図の地質区分ごとに試料採取分析(127地点)により砒素及び鉛の溶出バックグラウンド図及びスコア濃度分布図を作成、スコア濃度分布図は、溶出量、含有量、全岩含有量の3つの値をスコア化して合計表示
情報提供方法	要約版を公表(無償) 現在、インターネットで提供はされていないが、今後提供される予定



資料：東北大学大学院環境科学研究科「宮城県土壌自然由来重金属類バックグラウンドマップ」
(平成 21 年 4 月)

(4) 土壌・地質汚染評価基本図

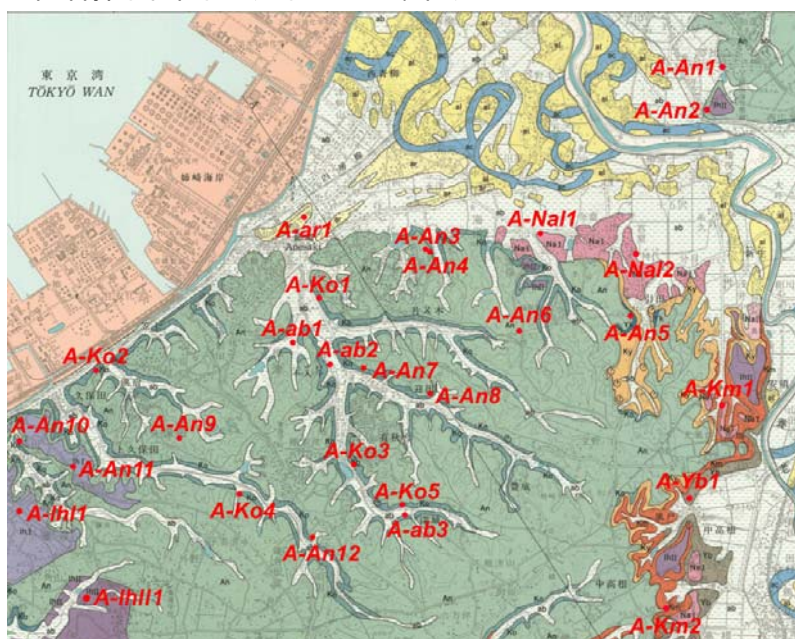
土壌・地質汚染評価基本図は、自然由来重金属の特定地域での詳細な地質別バックグラウンドデータが掲載されている。

表 3.1.4 土壌・地質汚染評価基本図

提供者	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
対象地域 (作成年度)	1/5 万姉崎 (2003 年)、1/5 万仙台地域 (2006 年) (その他の地域についても作成が検討されている)
情報概要	1/5 万地質図幅を基に、土壌や堆積物中の砒素や鉛などの有害物質のバックグラウンド濃度や溶出量に関する情報を整備、地質図に試料採取地点の位置図、採取地点ごとの地層写真及び試料分析データを掲載 (鉛 (Pb)、砒素 (As) など)
情報提供方法	有償で提供 (CD-ROM) インターネットで提供はされていない

●1/50,000 姉崎の例

試料採取位置図 (下図は 1/4 範囲)



試料採取地点の写真



地質凡例



試料分析データ

A-An11 関東ローム1 (試料採取:2002年7月)	
蛍光X線分析結果 (mg/kg)	
Pb:	13.5
As:	6.8
Zn:	105.4
Cu:	65.5
Ni:	23.5
Co:	38.5
V:	210.1
Fe:	9.1
Mn:	0.13
Cr:	77.2
*Fe,Mnの単位は%	
溶出試験 (mg/L)	
pH:	6.63 (2002年8月)
Pb:	0.005 (2002年12月)
As:	0.002 (2002年8月)

(5) 表層土壌評価基本図

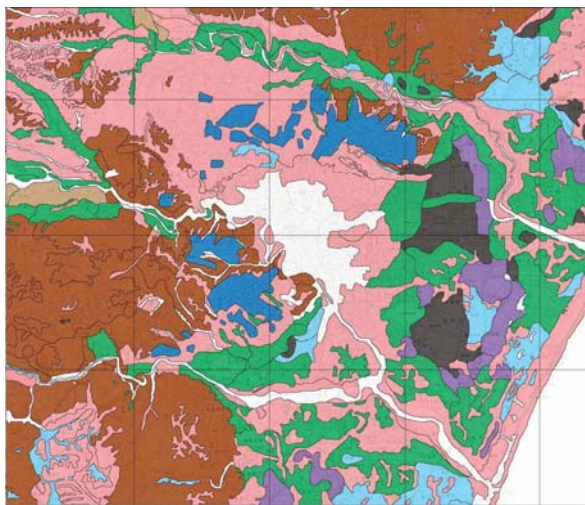
表層土壌評価基本図は、自然由来重金属の特定地域での詳細な地質別バックグラウンドデータが掲載されている。

表 3.1.5 表層土壌評価基本図の概要

提供者	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター
対象地域 (作成年度)	1/5 万宮城県地域 (2008 年)、1/5 万鳥取県地域 (2008 年) (2010 年度中に 2 地域追加予定)
情報概要	1/5 万土壌図 (国土調査課作成の土地分類基本調査) を基に、表層土壌中の化学成分分析データ (環境省告示に基づく含有量・溶出量等) を収納してバックグラウンド情報を提供し、また自然由来特定有害物質の人体暴露リスク評価を参考表示、土壌図に試料採取地点の位置図、採取地点ごとの地層写真及び試料分析データを掲載 (鉛 (Pb)、砒素 (As)、カドミウム (Cd)、セレン (Se)、ほう素 (B)、クロム (Cd) など)
情報提供方法	有償で提供 (CD-ROM) インターネットで提供はされていない

●1/5 万宮城県地域の例 (2)

1/5 万土壌図



土壌区分

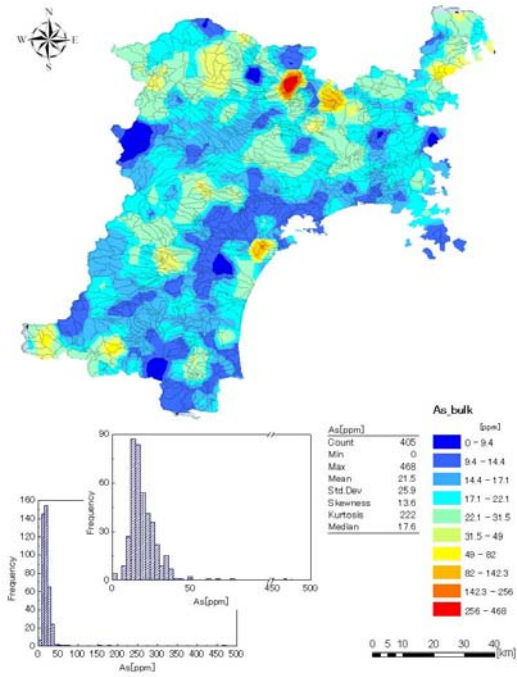
土壌種	色
褐色森林土壌	茶色
ポトソル土壌	灰色
黒ボク土壌	黒褐色
黒泥土壌	黒色
泥炭土壌	黒色
グライ土壌	水色
灰色低地土壌	緑色
褐色低地土壌	茶色
赤黄色土壌	赤色
暗赤色土壌	暗赤色
未熟土壌	黄色
造成土壌	青色
市街地・水域	白色

土壌区分別元素別のデータ分析結果 (褐色森林土壌の例)

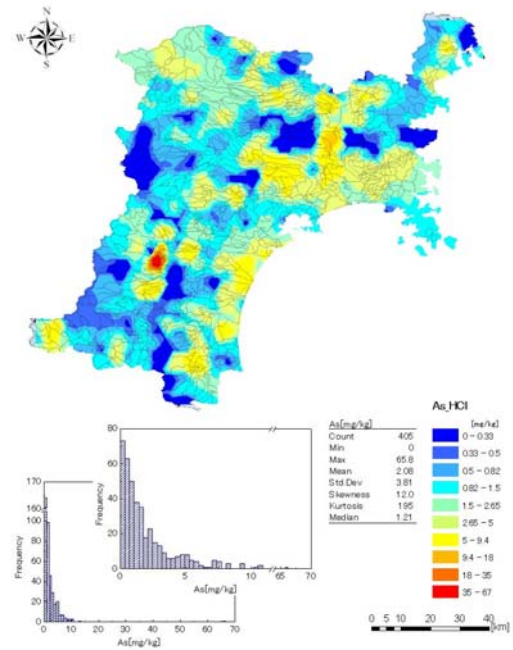


● 1/5 万宮城県地域の例（3）

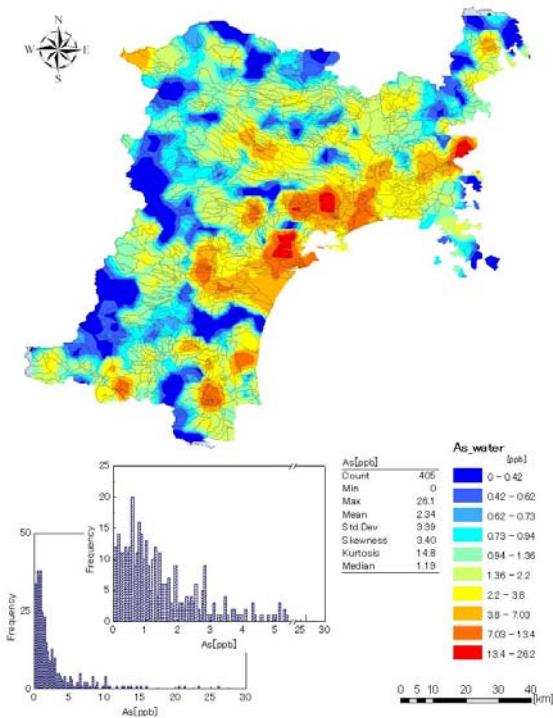
砒素の全含有量分布図（蛍光X線分析法）



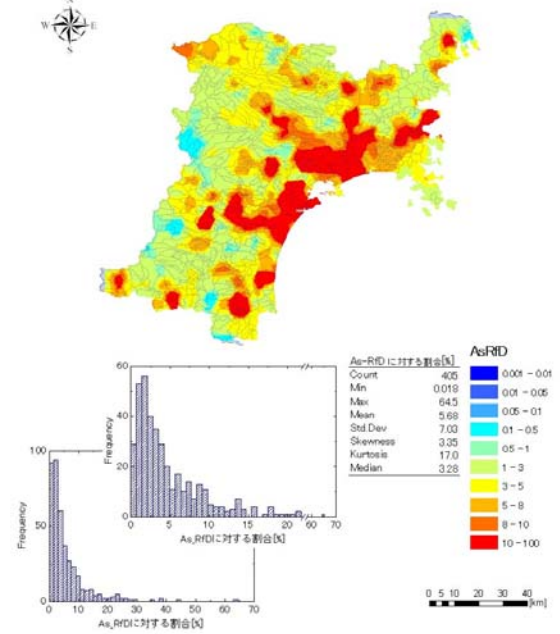
砒素の溶出量分布図（公定法）



砒素の含有量分布図（塩酸抽出法：公定法）



砒素のリスク評価図



3. 1. 2 土地利用履歴情報

過去において特定有害物質の使用履歴があるかどうかを把握するためには、工場の立地履歴等、土地利用に関わる履歴情報が重要である。このような土地利用履歴に係る情報のうちすでに公表されているものについて、それぞれの概要を以下に示す。

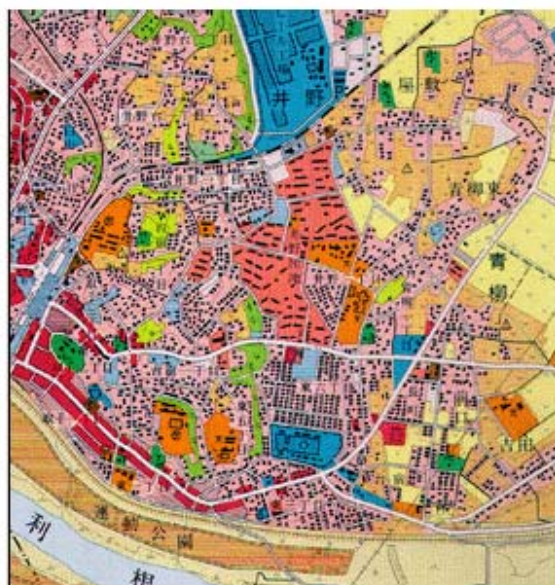
(1) 土地利用図

土地利用図は、1/20万、1/5万、1/2.5万の図面が作成されており、土地利用区分として工業地区等が表示されている。土地利用図は、概略の土地利用履歴をマクロな視点で把握し、人為的な土壤汚染のおそれを知る上で有用な図面情報である。

表 3.1.6 土地利用図の概要

提供者	国土地理院
対象地域 (作成年度)	1/20万：全国（124面）、1982年の1期分 1/5万：全国の一部地域（416面）、1951～1966年の1期分 1/2.5万：主要な都市及び平野部（約90,000k m ² 、1,326面）、1975～1985年の1期分
情報概要	土地の利用状態を現地調査及び空中写真・資料等により用途区分して色別表示
情報提供方法	国土地理院が有償で提供（ただし絶版地域がある） インターネットでは1/20万のみ無償提供

●土地利用図の例（地図センターのホームページより）



土地利用図

商品名	色数	価格	面数	規格
2万5千分1土地利用図	6色	各320円	1,178面	46.0×58.0cm
	10色	各700円	4面	63.6×93.9cm (折図)
5万分1土地利用図	8色	各350円	36面	46.0×58.0cm
		各590円	8面	63.6×93.9cm
20万分1土地利用図	6色	各320円	123面	46.0×58.0cm

※面数は平成21年5月1日現在です。

※価格は税込です。

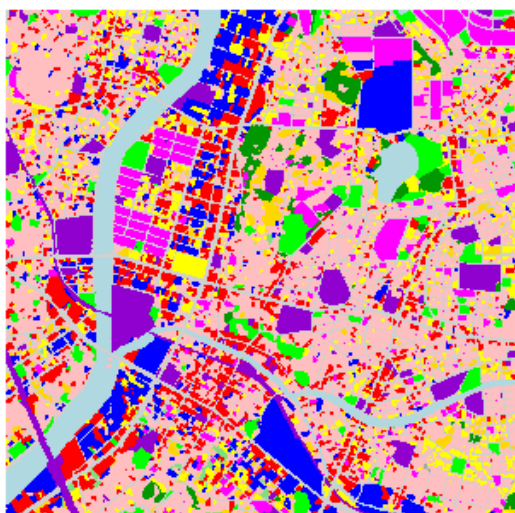
(2) 細密数値情報 (10mメッシュ土地利用)、数値地図 5000 (土地利用)

細密数値情報 (10mメッシュ土地利用)、数値地図 5000 (土地利用) は、工業地等の土地利用区分が示されている。先に示した土地利用図よりも詳細な土地利用履歴を把握し、人為的な土壌汚染のおそれを知る上で有用な情報である。

表 3.1.7 細密数値情報 (10mメッシュ土地利用)、数値地図 5000 (土地利用) の概要

提供者	国土地理院
対象地域 (作成年度)	3 大都市圏内のエリア 首都圏約 8,300k m ² 、中部圏約 2,800 k m ² 、近畿圏約 3,600k m ² ・細密数値情報：首都圏の場合、1974、1979、1984、1989、1994 年の 5 期分 (5 年毎) ・数値地図 5000 (土地利用)：首都圏 2000 年、中部圏 2003 年、近畿圏 2001 年時点の 1 期分 (首都圏は、茨城・埼玉・千葉・神奈川について提供)
情報概要	細密数値情報 (10m メッシュ土地利用)：各メッシュの中で最も大きい面積を占める用途 (工業用地等) によって色分け表示している。 ・数値地図 5000 (土地利用)：細密数値情報と異なりメッシュ単位ではなく、区画単位で用途 (工業用地等) を色分け表示している。
情報提供方法	国土地理院が有償で提供 (CD-ROM) インターネットでの提供はなし

● 細密数値情報 (10m メッシュ土地利用) の例 (地図センターのホームページより)



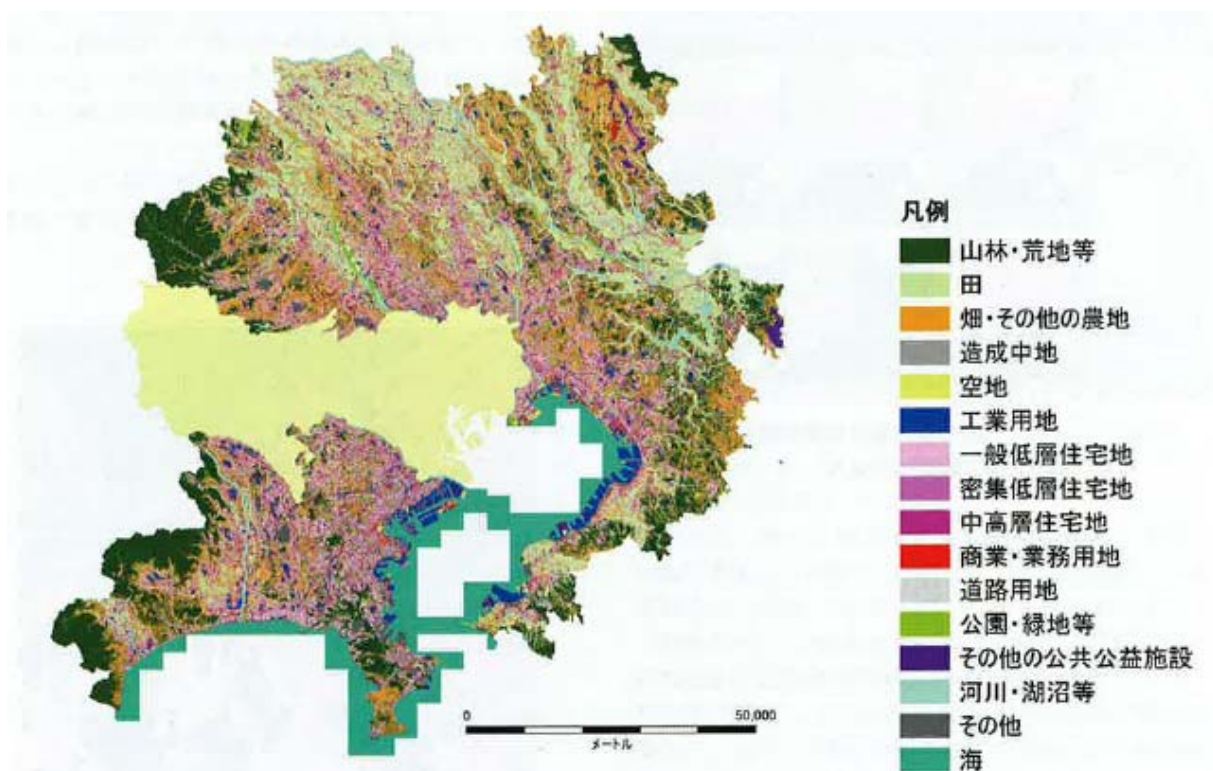
調査地域	調査実施年度	調査基準年注 1)	備考
首都圏	1981~1982 年	1974 年 1979 年	細密数値情報 (10m メッシュ土地利用)
	1985~1986 年	1984 年	
	1989~1991 年	1989 年	
	1994~1996 年	1994 年	
中部圏	2000~2003 年	2000 年	数値地図 5000 (土地利用)
	1984 年	1977 年 1982 年	細密数値情報 (10m メッシュ土地利用)
	1988 年	1987 年	
	1993 年	1991 年	
	1997~1998 年	1997 年	
近畿圏	2005 年	2003 年	数値地図 5000 (土地利用)
	1983 年	1974 年 1979 年	細密数値情報 (10m メッシュ土地利用)
	1987 年	1985 年	
	1992~1993 年	1991 年	
	1997~1998 年	1996 年	
	2003~2004 年	2001 年	数値地図 5000 (土地利用)

注 1)：「調査基準年」は、データがいつの時点の土地利用状況を表しているかを示す年次で、データ作成のために使用した空中写真の主な撮影年と補完情報の作成年を勘案して決定されている。

●数値地図 5000（土地利用）の例（国土地理院地理調査部資料より）



首都圏の数値地図 5000（土地利用）出力例（2000 年）



(3) 土地利用現況図・建物用途現況図

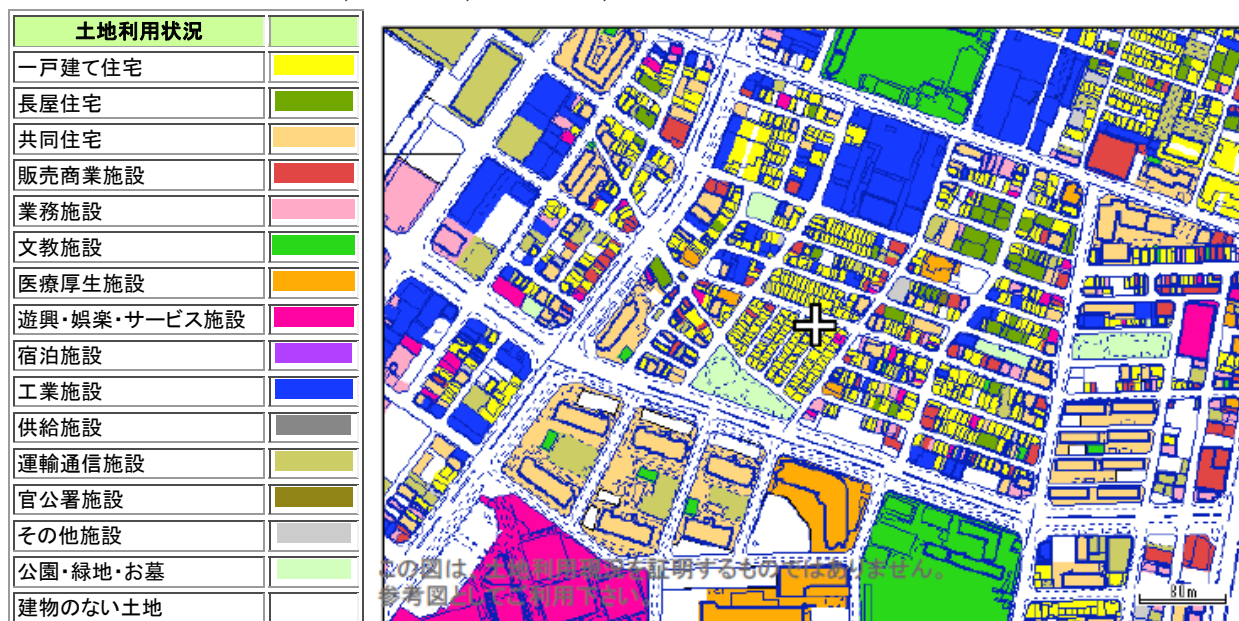
土地利用現況図・建物用途現況図は、工業用地等の土地利用用途を表示している。

表 3.1.8 土地利用現況図・建物用途現況図の概要

提供者	全国の各都道府県
対象地域 (作成年度)	都市計画法に基づく都市計画基礎調査として、国土交通省令で定める事項について、1970年頃より概ね5年毎に現況等を調査して作成
情報概要	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用現況図(1/10,000)において工業用地等を色分け表示している。 ・建物用途現況図(1/2,500)において、工業系用途は重工業施設、軽工業施設、サービス工業施設、家内工業施設に色別表示している。
情報提供方法	各自治体で閲覧可能 インターネットで一部自治体(大阪市、浦安市等)が無償で提供

●土地利用現況図の公開・頒布(大阪市)

インターネットで1/2,500、1/5,000、1/10,000の図面を無償提供している。



出典：大阪市土地利用現況情報インターネット提供サービス

(4) 国土変遷アーカイブ（空中写真閲覧）

国土変遷アーカイブ（空中写真閲覧）では、戦後から現在に至るまで撮影された空中写真を公開している。

表 3.1.9 国土変遷アーカイブ（空中写真閲覧）

提供者	国土地理院
対象地域 （作成年度）	全国を対象 1946年～1957年撮影約 134,000枚 1961年～1970年撮影約 123,000枚 1971年～1980年撮影約 58,000枚 1991年～2000年撮影約 35,000枚 2001年～2007年撮影約 77,000枚
情報概要	戦後から現在まで撮影された全国土の空中写真をデジタル化して公開 空中写真のスケールは 1/1 万程度
情報提供方法	印刷物は有償で提供 インターネットで国土地理院が無償で提供（閲覧のみ可能）

●国土変遷アーカイブのホームページ情報（空中写真の例）



3. 1. 3 地下水（水質）・井戸（位置）情報

土壌汚染は地下水汚染と密接に関連しており、また地下水汚染を介して人の健康に影響を与えることも多いため、周辺における地下水水質情報や地下水の利用に係る情報が重要である。このような地下水に係る既存情報に関して、それぞれの概要を以下に示す。

(1) 地下水の「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「継続監視調査」

地下水の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査（定期モニタリング調査）は、地下水の汚染状況を把握するために行われており、当該土地の土壌汚染のおそれを推定することができる。

表 3.1.10 地下水の「概況調査」、「汚染井戸周辺地区調査」、「継続監視調査」の概要

提供者	全国の各自治体
対象地域・時期	全国の自治体（都道府県及び水質汚濁防止法政令市）が各年実施している。
情報概要	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び自治体を実施した地下水質測定結果を公表（地下水環境基準 28 項目） ・概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査）の結果実施井戸数：4,290 本（平成 20 年度） ・汚染井戸周辺地区調査（概況調査又は事業者からの報告等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施する調査）の実施井戸数：1,434 本（平成 20 年度） ・継続監視調査（汚染確認後の継続的な監視等、経年的なモニタリングとして定期的に実施する調査）の実施井戸数：5,204 本（平成 20 年度）
情報提供方法	印刷物は一部自治体で提供されている インターネットで自治体が無償提供

(注) 「定期モニタリング調査」は平成 21 年から「継続監視調査」に名称変更

●ホームページ情報の例（東京都）

① 地下水の「概況調査」の例

平成 20 年度概況調査 地点別測定結果

No.	単位：mg/L (ダイオキシン類を除く)、pg-TEQ/L (ダイオキシン類)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
ブロック	千代田区③	中央区③	港区③	新宿区③	文京区③	台東区③	墨田区③	江東区③	江東区大島	品川区③
測定地点	千代田区 神田司町 2	中央区 勝どき 6	港区 高輪 1	新宿区 百人町 2	文京区 小石川 4	台東区 浅草橋 2	墨田区 東墨田 1	江東区 北砂 3	江東区 大島 8	品川区 西大井 2
カドミウム	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
全シアン	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
鉛	< 0.002	0.006	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.001	< 0.002
六価クロム	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.005	< 0.01
砒素	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.008	< 0.005
総水銀	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	—	< 0.0005
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	< 0.0005	—
P.C.B	—	—	< 0.0005	< 0.0005	—	< 0.0005	—	—	< 0.0005	< 0.0005
ジクロロメタン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	—	< 0.002
四塩化炭素	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン	—	—	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002	—	—	—	< 0.0002
1,1-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
シス-1,2-ジクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.0051	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
1,1,1-トリクロロエタン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002	—	—	—	< 0.0002
トリクロロエチレン	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.008	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	—	< 0.001
テトラクロロエチレン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.26	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
1,3-ジクロロプロペン	—	—	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002	—	—	—	< 0.0002
チウラム	—	—	< 0.0006	< 0.0006	—	< 0.0006	—	—	< 0.0006	< 0.0006
シマジン	—	—	< 0.0003	< 0.0003	—	< 0.0003	—	—	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ	—	—	< 0.0003	< 0.0003	—	< 0.0003	—	—	< 0.0003	< 0.0003
ベンゼン	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	—	< 0.0002
セレン	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.001	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.012	4.2	0.19	9.4	< 0.012	0.59	< 0.012	< 0.012	< 0.02	10
ふっ素	0.11	0.40	0.03	< 0.02	< 0.02	< 0.02	< 0.02	0.12	0.22	< 0.02
ほう素	0.05	2.8	0.09	0.03	0.02	0.14	0.03	0.23	0.37	0.08
ジクロロボス	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—
フェノール	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—
イソプロピルボス	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—
クロロニトロフェン	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0001	—
トルエン	—	—	< 0.0002	—	—	< 0.0002	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	—	—	< 0.005	—	—	< 0.005	—	—	< 0.005	—
ダイオキシン類	—	—	0.084	—	—	0.065	—	—	—	—

注 「網掛け部分」は環境基準超過を示す。

② 汚染井戸周辺調査の例

1 中央区③ (mg/L)

No	調査地点	ほう素	備考
1	中央区勝どき 6	2.7	① H2O概況調査結果は、2.8mg/L。 ② 塩化物イオン濃度が11,000mg/Lであり、海水の影響が大きい。
	環境基準	1	

2 新宿区③

No	調査地点	シス-1,2-ジクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	備考
1	新宿区百人町 2	<0.002	<0.002	<0.002	
2	新宿区百人町 2	<0.002	<0.002	<0.002	
3	新宿区大久保 1	<0.002	<0.002	<0.002	
4	新宿区百人町 2	0.004	0.007	0.23	H2O概況調査結果は、0.26mg/L。
5	新宿区百人町 2	<0.002	<0.002	<0.002	
6	新宿区百人町 1	<0.002	<0.002	<0.002	
	環境基準	0.04	0.03	0.01	

3 渋谷区③

No	調査地点	鉛	備考
1	渋谷区上原 3	0.23	H2O概況調査結果は、0.031mg/L。
2	渋谷区上原 3	<0.002	
3	渋谷区上原 3	0.028	
	環境基準	0.01	

③ 継続監視調査（定期モニタリング調査）の例

平成20年度定期モニタリング調査 地点別測定結果

注 網掛け部分は環境基準超過を示す。

(単位: mg/L)

No.	ブロック	測定地点	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	四塩化炭素	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素
1	千代田区②	千代田区西神田 2	—	0.002	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2	中央区①	中央区八重洲 2	—	0.004	—	0.034	—	—	—	—	—	—	—	—
3	港区②	港区西新橋 3	—	—	—	—	<0.0002	<0.002	0.039	<0.0005	<0.002	<0.0005	—	—
4	新宿区①	新宿区西落合 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	—
5	新宿区①	新宿区北新宿 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6	—
6	新宿区①	新宿区西新宿 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	—
7	新宿区②	新宿区高田馬場 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<0.012	—
8	新宿区③	新宿区百人町 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—
9	新宿区③	新宿区内藤町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.8	—
10	新宿区③	新宿区左門町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.7	—
11	文京区①	文京区小石川 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.4	—
12	文京区①	文京区千石 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	—
13	文京区④	文京区向丘 2	—	—	—	—	—	0.012	<0.004	0.010	—	—	—	—
14	文京区④	文京区本郷 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—
15	江東区②	江東区富岡 1	—	0.017	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	品川区③	品川区西大井 1	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.002	<0.0005	10	—
17	目黒区②	目黒区目黒 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7.4	—
18	大田区①	大田区田園調布本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—
19	大田区③	大田区蒲田 1	—	—	—	—	—	<0.002	0.11	—	0.073	0.0011	—	—
20	大田区④	大田区下丸子 2	—	—	—	—	—	<0.002	0.027	<0.0005	0.009	0.061	—	—
21	大田区④	大田区下丸子 2	—	—	—	—	—	<0.002	0.71	0.0071	0.99	0.39	—	—
22	大田区④	大田区下丸子 2	—	—	—	—	—	<0.002	0.10	0.0006	0.020	0.045	—	—
23	世田谷区①	世田谷区北島山 8	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	—	<0.002	0.0063	—	—
24	世田谷区③	世田谷区松原 4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.3	—
25	世田谷区⑤	世田谷区喜多見 8	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	—	<0.002	0.079	—	—
26	世田谷区⑥	世田谷区祖師谷 4	—	—	—	—	—	<0.002	<0.004	—	<0.002	0.011	—	—
27	世田谷区⑩	世田谷区上用賀 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9.5	—
28	世田谷区⑩	世田谷区深沢 7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.8	—
29	世田谷区⑩	世田谷区榎新町 1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6.5	—
30	世田谷区⑫	世田谷区奥沢 5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	—

(3) 防災マップ（防災地図）（自治体）

防災マップ（防災地図）は、一部の自治体で作成されて、防災機能を兼ねた井戸情報が掲載されているが、井戸が網羅的に表示されているわけではない。

表 3.1.12 防災マップ（防災地図）の概要

提供者	自治体
対象地域 (作成年度)	一部の自治体の区域（随時作成）
情報概要	・災害対策基本法に基づく地域防災計画において震災時等の避難拠点や医療救護所、防災井戸などを記した防災地図を作成 防災マップでは、一時避難場所、広域避難場所や避難路、臨時救護所開設予定場所、緊急輸送路等とともに、給水拠点として災害時用井戸を図示している。
情報提供方法	印刷物は自治体が無償提供 インターネットで自治体が無償提供

●防災マップの例（東京都練馬区）



凡例) 田 : 防災井戸

3. 1. 4 盛土区域情報

対象とする土地の土地利用履歴や自然条件から土壤汚染が想定されない場合においても、外部から搬入された埋立て土や盛土に土壤汚染が顕在化する事例は多い。このような埋立てや盛土による土壤汚染のおそれを把握するための既存情報の概要を、以下に示す。

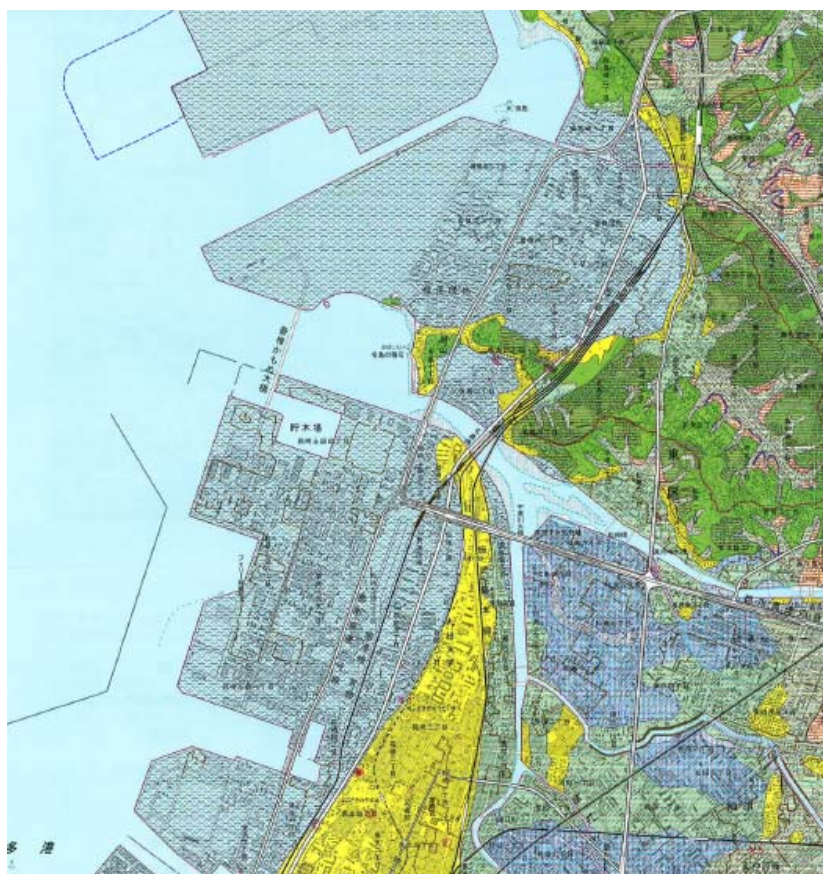
(1) 土地条件図

土地条件図は、盛土地等の箇所が図示されており、土地履歴調査の一環として過去に盛土されていたかどうかを把握することが可能である。

表 3.1.13 土地条件図の概要

提供者	国土地理院
対象地域 (作成年度)	1/2.5 万土地条件図は 134 面、このうち 104 面を数値データ（東日本、西日本）として作成（1963 年～）
情報概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/2.5 万土地条件図に、人工地形分類として盛土地、盛土斜面、埋立地（水面埋立て）、干拓地を表示 ・ 地形分類は空中写真判読、資料確認及び現地調査によって作成している。 ・ 盛土地は主として低地に土を盛って造成した土地、又は谷を埋めた平坦地であり、盛土斜面は盛土でつくられた人工の斜面である。 ・ メッシュの最小単位は 50m×25m
情報提供方法	印刷物は有償で提供（CD-ROM） インターネットで無償提供（分割画像データ）

●土地条件図の例（1/2.5 万福岡）



凡 例

人	切土地	
	切土斜面	
工	盛土地	
	盛土斜面	
地	埋立地	
	干拓地	
形	改変工事中の区域	

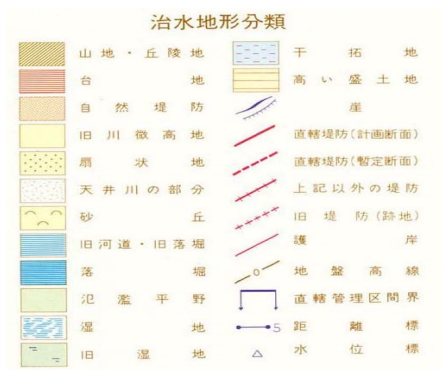
(2) 治水地形分類図

治水地形分類図は、土地履歴調査の一環として過去に盛土されていたかどうかを把握する上での情報として有用である。

表 3.1.14 治水地形分類図の概要

提供者	国土地理院
対象地域 (作成年度)	一部地域 (1/2.5 万) (1976 年～1978 年) 全国の平野部 (国が管理する一級河川)
情報概要	<ul style="list-style-type: none"> 治水対策を目的に国が管理する河川流域の平野部を対象として作成 1/2.5 万治水地形分類図に干拓地、高い盛土地等を表示 干拓地は堤外地のうち水面を干して陸とした土地で、明治中期以降に形成されたもの 盛土地は低地上に土を盛って造成された土地で、比高 2m 以上のもの
情報提供方法	印刷物は有償で提供、インターネットで無償提供 (分割画像データ)

●治水地形分類図の例 (1/2.5 万)



3. 2 データベース掲載に関する保有機関の意向等

土壌汚染のおそれの調査等に有用と考えられる公的機関等が作成する情報をデータベースで提供することが可能かどうか、また可能な場合の情報提供方法を把握するために、保有機関の意向等についてヒアリングした。その結果は表 3.2.1 に示すとおりである。

表 3.2.1 データベース掲載に関する保有機関の意向等

情報区分	情報名称	保有機関	データベースへの提供に関する意向等
自然由来 特定有害 物質情報	地圏環境インフォマティクス	東北大学大学院環境科学研究科	DVD で無償提供されているが、データベースで情報提供は可能である。(提供方法について調整する必要がある。)
	日本の地球化学図	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター	インターネットで情報提供されているため、情報リンクは可能である。
	宮城県土壌自然由来重金属類バックグラウンドマップ	東北大学大学院環境科学研究科	情報提供について可能性がある。(提供方法について調整する必要がある。)
	土壌・地質評価基本図	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター	情報提供について可能性がある。(提供方法について調整する必要がある。)
	表層土壌評価基本図	独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター	インターネットで情報提供されているため、情報リンクは可能である。
土地利用 履歴情報	土地利用図	国土地理院	1/20 万土地利用図はインターネットで情報提供されており、情報リンクは可能である。 1/5 万、1/2.5 万土地利用図はインターネットで公開されていないが、閲覧や入手は可能であるので、見本を表示して入手方法を表示することは可能である。
	細密数値情報 (10 mメッシュ土地利用)・数値地図 5000 (土地利用)	国土地理院	データベースで情報提供することが可能である。
	土地利用現況図・建物用途現況図	全国の各都道府県	(インターネットで情報提供している自治体に対して情報リンクの可能性について調整する必要がある。)
	国土変遷アーカイブ (空中写真閲覧)	国土地理院	保有機関のホームページで情報提供されているため、情報リンクは可能である。

地下水（水質）・井戸（位置）情報	地下水の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査	全国の自治体（都道府県及び水質汚濁防止法政令市）	（自治体のホームページで情報提供されているため、情報リンクの可能性について調整する必要がある。）
	水基本調査（地下水調査）	国土交通省土地・水資源局国土調査課	インターネットで情報提供されているため、情報リンクは可能である。
盛土区域情報	土地条件図	国土地理院	インターネットで分割画像を提供されているため、情報リンクは可能である。国土交通省電子ポータルにも数値地図情報が公開されており、情報リンクは可能である。
	治水地形分類図	国土地理院	インターネットで情報提供されているため、情報リンクは可能である。

第4章 土壤汚染情報のデータベース（案）

4. 1 土壤汚染情報データベース構築の意義と想定される利用方法

土壤汚染情報は土壤汚染による健康被害の防止の観点から公益性が高く、また、第1章で述べたように、土地取引に際しては、多様な主体が土壤汚染の存在等や土壤汚染の可能性に関する情報を必要とすることから、これらの情報の利用価値は高い。

このため、第2章や第3章で整理した情報を、保有・管理する機関の意向等も踏まえつつ、データベースとして集約して電子的に提供することによって、土地取引等の円滑化や土壤汚染地の有効活用促進の効果を期待することができる。今後、土壤汚染対策法の改正により土壤汚染関連情報は増加していき、社会的にデータベースの形で共有化することへのニーズが高まるものと想定される。以下では、土壤汚染データベースによる、土地取引関係者それぞれにとって想定される活用方法を述べる。

① 買主（個人、企業、開発事業者、行政等）

買主にとっては、土壤汚染の存在等や土壤汚染リスクを概略把握することに活用でき、購入する土地のスクリーニングを行うことが可能となる。また、企業や開発事業者にとっては、売主からの提供情報の検証や専門機関が実施した調査結果の概略検証等に用いることが考えられる。

② 売主（個人、企業、開発事業者、行政等）

売主にとっては、土地取引に際して、買主に対象となる土地の土壤汚染に関する情報を提供しやすくなり、正確な情報を提供することにより損害賠償等のリスクを回避することが可能となる。また、売却に際しては当該土地の土壤の状況を適切に把握して、その資産価値を把握しやすくなる。

③ 宅地建物取引業者

取引対象の土地の土壤汚染状況を把握でき、重要事項説明等の際に土壤汚染対策法の区域指定がなされているかどうかの確認が可能となるとともに、その他の参考となる情報の提供が可能となる。

④ 金融機関・保険会社

金融機関や保険会社は、データベースの情報を活用して土地担保評価に際して土壤汚染の可能性について詳細調査を行う必要があるかどうかのスクリーニング等を行うことが可能となる。また、土壤汚染調査を専門機関に委託して行った際の概略検証に用いることも可能となる。

⑤ 調査会社

土壤環境を専門とする調査会社は、フェーズⅠ調査（地歴調査）を行う際の土地利用履歴や特定有害物質使用履歴の有無、自然由来の特定有害物質のバックグラウンド濃度状況、埋立て盛土の状況等について、データベースの情報を活用することにより容易に調査把握することが可能となる。

⑥ 不動産鑑定業者

不動産鑑定士等は、業務を行う際の参照情報として活用することが可能となる。

4. 2 データベースの提供により期待される効果

4. 2. 1 土壤汚染地のスクリーニング効果

土地利用履歴など土壤汚染の把握とは異なる目的で作成された情報を含め、これまで個別に提供されていた土壤汚染情報をデータベース化し、一括して網羅的に提供することで、土壤汚染情報のアクセス性が改善され、土地取引関係者や国民の多くが情報を参照するようになる。これらの土壤汚染情報をデータベースにより入手することで、対象となる土地や周囲の土地の土壤汚染の状況を把握することが可能となり、複数代替案からの絞込み等、初期の意思決定に資することが期待される。

4. 2. 2 詳細調査（デューデリジェンス）の判断材料

土地取引に際しては、対象土地についてまず土地履歴調査等で土壤汚染のおそれの有無を把握し、おそれがあると判断した場合は土壤汚染の詳細調査を実施して汚染の存在等を確認していく。データベースで提供される土壤汚染情報は、この土壤汚染のおそれの有無を把握するための基礎資料として活用できるものであり、詳細調査の実施の必要性の判断材料となるものである。

4. 2. 3 土壤汚染調査の効率化

土壤汚染は土地資産価値に大きく影響するため、土地取引に際しては詳細な土壤汚染調査の必要性の有無等を判断するための土地履歴調査を行う場合が多い。一般に土地履歴調査では、過去における特定有害物質の使用履歴など土地利用履歴に関する資料（登記簿、古地図、空中写真等による）、自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度に関する情報や地形・地質等の特性に関する調査資料、周辺の土壤汚染状況に関する資料（地下水水質、土壤汚染の存在等）を収集して調査し、また併せて現地調査、ヒアリング調査等が行われる。公的機関等が保有する土地履歴調査に関連する情報の一部を集約し、データベースでまとめて提供することにより、土地履歴調査を効率的に進めることが可能となる。

4. 2. 4 適切な土壤汚染対策の促進

土壤汚染情報を提供するデータベースの存在が国民や事業者等に広く知られるようになれば、土地取引においてデータベースの情報が頻繁に参照されるようになる。その結果、土壤汚染地の土地所有者は、より良い情報がデータベースに掲載されるように、適切な土壤汚染対策を実施する動機付けが働くものと期待される。さらには、データベースに情報が掲載されていないことが土壤汚染問題に係る取組不足を示すものとして理解されるようになれば、土壤汚染調査についても実施促進の効果がある。

また、秘匿されがちな土壤汚染情報をデータベースで広く提供することによって、土地取

引関係者や国民、あらゆるレベルで土壤汚染に対する関心や認識度が高まるものと考えられる。これにより、当事者が適切な土壤汚染対策とリスク管理を確実に実施し、それを国民が適切に監視する環境の構築が期待される。

4. 2. 5 土壤汚染地の管理不備に係るリスク低減

改正土壤汚染対策法は、原位置での封じ込め等の掘削除去以外の措置を推奨していることに加え、土壤汚染があっても健康被害の恐れがない「形質変更時要届出区域」の制度も設けている。こうした土壤汚染が残置された土地は、適切に管理される必要がある。土地所有者による適切な管理を期待するためには、土地取引等に際して、土壤汚染情報が従前の所有者から次の所有者に正しく伝えられなければならない。また、行政が土壤汚染地と、その管理状況を把握することも重要となる。土壤汚染データベースは、土壤汚染地の管理不備に係るリスク低減に寄与するものと期待される。

4. 2. 6 土壤環境に関する知識の普及・啓発

土壤汚染は、ともすれば秘匿されがちであり、一般の人々の理解が不足している状況もあることから、汚染の程度が重篤でない場合も過剰に反応する傾向が見られる。健康リスクの観点から舗装や封じ込め程度の措置で十分な低濃度の基準超過であっても、瑕疵と見なして一律的に全部を撤去しなければならないという社会的風潮を改めるために、環境基準の意味や土壤汚染リスクなどについて情報提供に努め、土壤汚染に対する認識や理解を高めていくように努めていく必要がある。

土壤汚染情報データベースを用いて、土壤汚染情報以外に自然由来特定有害物質情報や地下水質情報、地質や土壤など土壤環境に関する基礎的な情報も含めて幅広く提供していくことにより、土壤環境に関して学べる場として利用することも可能である。このことが土壤環境に関する知識の普及・啓発につながるものと期待される。

4. 3 自治体アンケートに示された論点に対する考え方

自治体アンケート（2. 3. 3参照）に示されたデータベース構築にあたっての論点に対する考え方について、以下に整理する。

（1）土壤汚染対策法との関係について

土壤汚染情報のデータベースでの提供を通じて、土壤汚染地についての情報が幅広く共有されることにより、土壤汚染地の所有者等が市場での取引を考慮して適切に土壤汚染対策を講じようとするインセンティブが生じるとともに、取引当事者間で土壤汚染についての正確な情報が共有されることにより、必要な対策が確実に実施される可能性が高まることから、結果として国民の健康被害の抑制につながるものであり、土壤汚染対策法における健康被害の防止の目的に反するものではないと考えられる。

また、土壤汚染関連情報は公益性の高い情報であるため、公開していくことが望ましく、本データベースで公開するにあたっては、事業者等から了解を得た情報に限定するなど土地保有者等の不利益を考慮した上で公開していくこととする。

(2) 風評被害の懸念

本データベースでは、土地取引に有用な土壤汚染に関する情報を広く公開するものであり、①公的機関等により作成・公表されている情報、②各自治体において公表義務のある情報、③自治体が公表可能としている情報、等を体系的に整理して提供していく。このため、このデータベースにより新たに風評被害を招くことはないと考える。

(3) 氏名・個別企業名等の取り扱い

自治体の協力を得て本データベースで公開する情報として、土壤汚染対策法上台帳に記載し閲覧に供することが義務づけられている情報のほか、指定区域解除の情報及び調査実施履歴に関する情報を考えている。これらの情報は、公開することについて事業者等から了解を得たものに限定することにより、土地保有者等に不利益を与えないものと考えており、この中には、土地の所有者、使用者の氏名等に係る個人情報に含まれないものと考えている。

本データベースで公開する情報のうち、指定区域の台帳及び台帳に付属する資料において使用物質に係る情報が掲載されているが、これは土壤汚染対策法により台帳に記載し閲覧に供することが義務づけられていることから、企業のノウハウ等に該当するものではないと考える。

(4) 情報の信頼性・網羅性

本データベースの閲覧に当たって、「土壤汚染情報データベースに汚染情報がない土地には汚染が存在しない」、「土対法上の調査を行った結果、土壤汚染が発見できなかった土地は100%土壤汚染が存在しない」といった情報の信頼性・網羅性に係る誤った取り扱いを行うことのないように配慮する。このため、利用者が本データベースに掲載されている情報に関しての注意事項を理解した場合にのみデータベース情報にアクセスできるような仕組みにしていく。

(5) 自主調査報告の阻害

自主調査については、一般に公開することを前提とすると、自主調査の積極的な報告がなされなくなる可能性も否定できず、また、調査によって内容・精度が様々であるため、当面、本データベースにおいては自主調査の結果について掲載しないこととする。

(6) 自然由来特定有害物質情報の取り扱い

本データベースで提供する自然由来特定有害物質情報は、自然由来の基準超過のおそれを把握するための判断材料となる基礎的情報であり、個別の土地に係る自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度と人為的な汚染との区別を判断できる情報を提供することを目的としたものではない。

また、本データベースで掲載する自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度は、既に他機関により作成・公表されている情報を体系的に整理して提供しているものであり、このデータベースによって新たに風評被害を招くものではないと考える。

4. 4 データベースとして提供する土壤汚染情報等

自然由来特定有害物質情報・土地利用履歴情報等については情報の網羅性や保有機関の意向等を考慮して表 4.4.1 に示す情報をデータベースとして提供する。

また、土壤汚染対策法等に基づく指定区域等情報については、データベースに対する自治体の意見等を踏まえて、土壤汚染の基本的な情報である土壤汚染対策法や条例等に基づく指定区域の指定及び解除（対策済み）に関する情報、土壤汚染調査の履歴に関する情報として、表 4.4.1 に示す情報をデータベースとして提供する。

表 4.4.1 データベースとして提供する土壤汚染情報一覧

情報区分	提供の趣旨	情報名称（保有機関）	データベースでの提供方法
自然由来特定有害物質情報	・自然界に存在する特定有害物質に関するバックグラウンド情報や地形図、地質図、土壤図等の土壤環境に関する基盤情報を提供するもので、土壤汚染調査を効率的に行うための基礎データとなる。	地圏環境インフォマティクス（東北大学大学院環境科学研究科）	データベースで情報提供（提供方法について調整が必要）
		日本の地球化学図（独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク
		宮城県土壤自然由来重金属類バックグラウンドマップ（東北大学大学院環境科学研究科）	データベースで情報提供（提供方法について調整が必要）
		土壤・地質評価基本図（独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター）	データベースで情報提供（提供方法について調整が必要）
		表層土壤評価基本図（独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク
土地利用履歴情報	・過去に特定有害物質を使用する工場が存在していたかどうかなどの土地利用の履歴情報を提供することにより、土壤汚染調査（土地履歴調査）を容易にする。	土地利用図（国土地理院）	1/20 万土地利用図については保有機関が提供しているホームページに情報リンク 1/5 万、1/2.5 万土地利用図については図面見本を表示して入手方法を表示
		細密数値情報（10mメッシュ土地利用）・数値地図 5000（土地利用）（国土地理院）	データベースで情報提供
		土地利用現況図・建物用途現況図（全国の各都道府県）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク（調整が必要）

		国土変遷アーカイブ（空中写真閲覧）（国土地理院）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク
地下水（水質） ・井戸（位置）情報	<p>・地下水水質情報を提供することにより、土壌汚染調査（土地履歴調査）を容易にする。</p> <p>・井戸の位置情報を提供することにより、土壌汚染が判明した場合の地下水摂取による健康リスクの判断の基礎情報になる。</p>	地下水の概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査（定期モニタリング調査）（全国の自治体：都道府県及び水質汚濁防止法政令市）	自治体が提供しているホームページに情報リンク（調整が必要）
		水基本調査（地下水調査）（国土交通省土地・水資源局国土調査課）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク
盛土区域情報	<p>・過去に盛土されていたかどうかの情報を提供することにより、土壌汚染調査（土地履歴調査）を容易にする。</p>	土地条件図（国土地理院）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク また、掲載されている国土交通省電子ポータルにも情報リンク
		治水地形分類図（国土地理院）	保有機関が提供しているホームページに情報リンク
土壌汚染対策法等に基づく指定区域等情報	<p>・土壌汚染の基本的な情報として、土壌汚染対策法や条例等に基づき指定区域の指定及び解除（対策済み）に関する情報、土壌汚染調査の履歴に関する情報を提供する。</p>	<p>【土壌汚染対策法や条例に基づく指定区域等に関する情報】</p> <p>①法第 6 条及び第 11 条に基づく区域（要措置区域、形質変更時要届出区域）の指定・解除の履歴に関する情報</p> <p>②法第 15 条に基づく区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報</p> <p>③指定を解除された指定区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報</p> <p>④条例に基づく区域の指定・解除の履歴に関する情報</p>	データベースで情報提供

		<p>【土壌汚染対策法や条例に基づく調査の実施履歴等に関する情報】</p> <p>⑤法第3条、第4条、第5条に基づく調査の実施履歴に関する情報</p> <p>⑥条例に基づく土壌汚染調査の実施履歴に関する情報</p>	
--	--	---	--

改正土壌汚染対策法は、掘削除去対策費用が高額であること、掘削搬出された汚染土壌の不適正な処理による汚染拡散のおそれがあることから、原位置浄化、封じ込め等完全掘削除去以外の対策を推奨している。しかしながら我が国においては、汚染土地の流動性が低下するという意識、対策期間短縮に向けた強い要請、将来継続的に必要となるリスク管理の回避等の理由から掘削除去対策により、土壌汚染を完全除去する事例が多い。土地取引の視点でも、高額な掘削除去対策費用が原因となり、対策実施が困難となって土地取引が忌避され、土地活用の進まないブラウンフィールド化が懸念されている。このような課題に対処し、土壌汚染地の取引円滑化と有効利用の促進のためには、土壌汚染対策を検討する際の参考情報として、完全掘削除去以外の適切な対策を実施し土地を有効活用している事例情報をデータベースに掲載し提供することも有用と考えられる。

国土交通省においては、平成21年度にこのような事例集を整理しており、今後、本データベースにおいて提供することを検討する。

表 4.4.2 土壌汚染地の有効活用に結びついた事例情報

提供者	国土交通省 土地・水資源局 土地政策課
趣旨	土壌汚染地の取引円滑化と有効利用の促進を目的として、自治体や土地所有者、事業者へのヒアリング調査等により、適切な土壌汚染対策と土地の有効活用をしていると考えられる土壌汚染対策事例を収集した。
対象地域・期間	(平成21年度)
情報概要	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な対策手法(全面的な掘削除去でない土壌汚染対策手法)によって土壌汚染地を有効活用している事例を収集し整理している。 ・収集事例：31事例 ・調査項目：対象地の立地特性／対策前の土地利用及び対策後の土地活用／土地取引時の条件／土壌汚染状況及び土壌汚染対策内容／土壌汚染調査から対策実施までの経緯・プロセス／リスクコミュニケーションに関する実施内容
情報提供方法	データベースによる提供

4. 5 データベースへの掲載方法

4. 5. 1 情報の収集・掲載方法

(1) 自然由来特定有害物質等に関する情報

地中の自然由来特定有害物質のリスク評価に有用であり、できるかぎり保有機関から提供を受けた情報をそのままの形態で掲載する。そして、当該情報を掲載する部分のトップページには、情報提供者、対象地域及び作成時期、情報内容、利用上の留意事項等を必ず記載することとする。また、問い合わせ先や情報内容の確認先を明記する。また、該当する情報が既に保有機関のホームページ等で提供されている場合は、そのアドレスにリンクを張り、本データベース内に同一情報を重ねて掲載しない方針とする。

(2) 土壤汚染対策法等に基づく指定区域等情報

法や条例に基づく指定区域等情報については、対象自治体（都道府県及び土壤汚染対策法政令市）の協力を得て情報提供を受けるものとする。このうち、指定区域解除情報、調査実施履歴情報については、必ずしも公開やホームページ等での情報提供を前提にしたものではなく、また、個人資産に係る情報であり、基本的に土地所有者の判断によりデータベースに掲載されるべきものであることから、各当事者の了解を得てデータベースに掲載していくことが適切であると考えられる。これらの情報については、土壤汚染対策法や条例の届出等として、窓口となっている自治体に蓄積されるため、今後、自治体と相談・調整し、対象自治体の協力を得て各当事者の了解を得る仕組みを構築した上で情報収集を行うことが必要である。

また、第2章で整理したとおり、自治体は消除された指定区域台帳の情報公開請求に際しては、個人情報伏せている。この実態を踏まえ、指定区域解除時にデータを書き換える手続きの軽減を図ること、そして個人情報をデータベースに掲載することの重要性が低いことから、指定区域に関する情報は個人情報を消去してデータベースに掲載する。

データベースの構築に際しては、協力のもとに提供された情報をできるかぎりそのままデータベースに掲載することとし、問い合わせ先や情報の確認先を明記する。また、収集データをデータベースに直接掲載しながら、分かりやすいデータベースとするためには、データを収集する際のデータシートの様式を統一することが効果的である。

なお、利用者にとって、土壤汚染対策法や条例に基づく指定区域や解除の情報が地図上にプロットされていると、位置を特定しやすく、調べたい土地の周辺の状況が容易に把握でき、また、使い勝手がよいと利用を促進する効果も期待される。しかし、その一方で、指定区域を地図上に表示する場合に点を用いると、その位置の正確性や点の大きさが課題になる。点の位置が正確でなかったり、点が大き過ぎたりすると、指定区域と関係ない土地や指定区域に隣接する土地までが指定区域になっていると誤認され、風評被害が発生するおそれがある。また、住所と土地は1対1に対応しておらず（複数の土地が同一の住所を用いている場合がある）、場所の詳細な特定には労力を要することが想定される。したがって、土壤汚染対策法や条例に基づく指定区域の情報を図面に表示して提供することは必ずしも適切でない場合もあることから、データベースにおいては図示しないこととする。

なお、本データベースにより土壤汚染情報を提供する際には、土地取引に関して必要な他の情報（取引価格情報等）とあわせて提供することにより、その利用価値はより一層高まるものと考えられることから、土地に関する情報の総合的提供の一環として構築することが必要である。

4. 5. 2 利用上の留意点

本データベースの各種情報の利用にあたっては、以下の点に留意する必要がある、データベース上に明記しておくことが必要である。

- ① 本データベースにおいて、データに直接アクセスできる情報に関しては、必ずしもそれらの情報の全てのデータは提供していないこと。
また、情報ごとに、図面の縮尺やデータ作成上の地域の細かさなどが異なるため、本データベースの提供レベル以上に詳細なデータを必要とする場合は、必ず当該情報の提供主体となる自治体や関係機関に問い合わせることが必要であること。
- ② 本データベースにおいて、他機関が提供するホームページのリンク先や見本図を紹介している情報があるが、これらについてはそれぞれのデータ利用上の留意点を参照し、他機関提供のホームページの閲覧やデータの入手を行うこと。また、必要に応じて、関係機関に問い合わせることが必要であること。
- ③ 本データベースの利用で生じた利用者又は第三者の不利益、損害については、事由如何を問わずその利用者が責任を負うものとし、データベースの作成主体である国土交通省では一切の責任を負わないこと。

また、データベースでは、土壤汚染対策法等に基づく指定区域等の情報をインターネット上で提供するが、不十分な理解や誤った判断により、風評被害の発生や土地取引等における当事者間での不利益の発生などが懸念される。

このため、以下の方針に基づき情報提供を行う。

- ① 本データベースでは、土壤汚染対策法や各自治体の土壤汚染関連条例の規定に基づき、自治体が保有する
 - ・ 要措置区域等の指定・解除の履歴に関する情報
 - ・ 要措置区域等の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報
 - ・ 指定を解除された区域の台帳及び台帳に付属する資料に記載されている情報
 - ・ 土壤汚染調査の実施履歴に関する情報のうち、自治体から提供のあったものを掲載する。
- ② 自治体から提供された情報については、原則としてそのままの内容で掲載する。また、本データベースに掲載されている情報は、あくまで自治体から提供のあったものであり、自治体の管理するすべての情報を網羅したものではないことを明らかにする。
- ③ 本データベースの利用にあたっては、以上の趣旨を理解し同意を得た場合に閲覧できるようにする。

4. 5. 3 更新方法

土壤汚染情報のデータは定期的に更新していく必要がある、利用者の利便のためには常に最新のデータが提供されていることが望ましい。しかしながら、土壤汚染対策法等に基づく指定区域等情報については各自治体の協力を得て提供を受けることになるため、自治体やデータベース管理者等への負担が過大にならないように配慮する必要がある。このため、データの更新頻度については今後自治体等と調整した上で設定していくこととする。

自然由来特定有害物質に関する公的機関等の保有情報については、新規の情報又はデータの更新・追加等が行われた際には、できるかぎりすみやかに最新情報の提供をうけてデータの更新又は追加を行っていくものとする。

4. 6 データベース (案)

別添に示すとおり

4. 7 データベースに係る今後の課題

4. 7. 1 データベースの信頼性

データベース情報は、利用者にとって内容が充実しており、より使いやすくしていくことが重要であるが、データベースで提供する土壤汚染情報が網羅的でなく、部分的に欠落があると、欠落に気づかないことで支障が生じたり、また他所で情報を補完する手間が生じたりして、扱いにくく、十分に信頼できない情報となってしまうおそれがある。

データベースで提供する情報については、可能なかぎり網羅的な情報収集に努めるとともに、欠落のある部分は注意書きを加えるなどして、内容の信頼性の向上を図っていくことが重要である。

また、データベースの利用状況等を把握し、利用者のニーズ等を踏まえながら必要な見直しを行い、データベースの信頼性を高めていくことも重要である。

4. 7. 2 自主調査情報の取扱い

利用者が期待するデータベース情報として、土壤汚染対策法や条例に基づく指定区域やその解除の履歴情報の他に、法や条例に基づく調査や自主調査も含めて土壤汚染調査の実施履歴がわかる情報がある。土地取引においても土壤汚染調査が実施されたかどうかは重要な情報である。

この調査実施履歴情報に関しては、個人の土地資産に係る情報という性格から提供者の了解を得る必要がある。特に自主調査についてはその内容の正確性の担保がないことから、今すぐ提供することは困難な状況にある。しかしながら、自主調査も公開を前提に受理した情報はホームページで公開している自治体もあることから、改正土壤汚染対策法の施行状況も踏まえつつ公開に向けて検討を進めていく必要がある。

4. 7. 3 個人情報についての課題

土壤汚染情報は、周辺地域に健康被害、地域イメージの低下、土地資産への影響など、環境的、社会的、経済的な影響が及ぶおそれがあることから、きわめて公益性が高い情報であるが、一方で、個人資産に係る情報でもある。

土壤汚染対策法では、健康リスクの観点から指定区域及びその台帳については公表及び閲覧に供することを規定しているが、その他の情報については公開の取扱いについて規定されていない。自治体によって土壤汚染調査情報等の取り扱いに差異があるが、多くの自治体では情報開示請求により氏名等の個人情報を除いて閲覧又は写しの入手が可能となっている。

データベースで提供していく情報はこれまでに既に公開されている情報を基本としながらも、自主的に情報提供していくことと情報開示請求により開示していくこととは意味合いが異なることから、個人情報に係る土壤汚染情報をどのレベルまで情報提供していくかについて、関係者間で法的にも問題のない範囲で一定のルールについて合意を得てから公開していく必要がある。

4. 7. 4 情報収集に関する自治体との調整

土壤汚染対策法や条例に係る土壤汚染情報については、個人資産に係る情報であることか

ら、データベースに掲載するかどうかは基本的に土地所有者が判断する事項である。したがって、窓口となっている自治体の協力を得て土壤汚染情報をデータベースに掲載していく仕組みを構築し、土地所有者の了解が得られた情報を掲載していくこととなる。具体的方法については、引き続き検討を進めることが必要であるが、例えば、自治体が土壤汚染対策法や条例に係る土壤汚染情報の届出を行った土地所有者からのデータベース掲載意向を踏まえて、届出された情報をそのままの内容でデータベース管理者に送付する、といった方法も考えられる。

また、利用者の観点からは最新情報が常に提供されていることが望ましいが、情報の更新頻度を高めることで自治体の負担も増すことになることから、可能な限り自治体の負担の軽減に配慮しながら情報提供の方法を検討し、自治体と調整を図っていく必要がある。

4. 7. 5 地質データ等の基礎情報の充実

自然由来特定有害物質のバックグラウンド濃度の傾向を把握する上で地質図や土壤図は基礎的なデータとして必要であり、これらのデータも併せて提供していく必要性が高い。地質図に関しては、1/20万日本シームレス地質図は整備されているが、より詳細な1/5万レベル図面デジタルデータ情報は、東北地方では整備されているものの全国的にはまだ整備されていない状況にある。今後地質図等の基礎的な図面情報の整備の進捗が望まれる。

土地取引に有用な土壤汚染情報の提供に関する検討会 委員

- 座長 白鳥 寿一 東北大学大学院環境科学研究科地圏環境分野教授
- 委員 志村 公久 東京都環境局環境改善部 副参事（土壤地下水汚染対策担当）
- 妹尾 義正 札幌市環境局環境都市推進部環境対策課長
- 竹ヶ原啓介 日本政策投資銀行事業開発部CSR支援室長
- 廣田 裕二 財団法人日本不動産研究所 研究部次長兼国際評価室長
- 深津 功二 TMI 総合法律事務所 弁護士
- 福永健二郎 株式会社フィールド・パートナーズ代表取締役社長
- 本間 勝 明海大学不動産学部専任講師
- 松下 孝 前澤工業株式会社 顧問
環境事業本部環境ソリューション事業部
- 吉田 武義 東北大学大学院理学研究科・理学部地学専攻教授

これまでの開催経緯

検討会	開催日	議 題
第 1 回	平成 21 年 11 月 9 日	(1) 検討会の設置について (2) 提供すべき土壌汚染情報について
第 2 回	平成 21 年 12 月 25 日	(1) 自然由来特定有害物質情報・工業地域 情報等について (2) データベースのイメージについて (3) 土壌汚染情報の公開に関する地方公共 団体アンケートの結果について
第 3 回	平成 22 年 2 月 10 日	(1) 自治体アンケートで示された論点に対 する考え方について (2) データベースのイメージについて (3) 検討会とりまとめの構成について
第 4 回	平成 22 年 3 月 25 日	検討会とりまとめについて